

燕市地域防災計画

(原子力災害対策編)

令和3年11月修正案

新旧対照表

新旧対照表

※章・節、頁、行は現行計画（平成29年2月修正）についてのもの

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
1	原子力	第1章第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲	2	1 即時退避区域（PAZ：Precautionary Action Zone）	1 即時退避区域（ <u>予防的防護措置を準備する区域</u> 、PAZ：Precautionary Action Zone）	新潟県地域防災計画との整合による修正
2	原子力	第1章第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲	2	2 避難準備区域（UPZ：Urgent Protective <u>a</u> ction Planning Zone） （略） 全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射 <u>線</u> 物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や環境放射線モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域とする。	2 避難準備区域（ <u>緊急防護措置を準備する区域</u> 、UPZ：Urgent Protective <u>A</u> ction Planning Zone） （略） 全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射 <u>性</u> 物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や環境放射線モニタリング（ <u>以下「緊急時モニタリング」という。</u> ）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域とする。	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
3	原子力	第1章第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲	2	<u>(追加)</u>	3 放射線量監視地域 (UPZ外) <u>避難準備区域 (UPZ) の外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の实情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。</u>	新潟県地域防災計画との整合による修正
4	原子力	第1章第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲	2	3 燕市における区域設定 燕市は、避難準備区域に該当する半径 30 km 圏内の地域を有しており、大河津分水路左岸 <u>を避難準備区域 (UPZ) とする。</u>	4 燕市における区域設定 燕市は、避難準備区域 <u>(UPZ)</u> に該当する半径 30 km 圏内の地域を有しており、大河津分水路左岸 <u>の地域が該当する。</u> <u>上記を除く全市域は放射線量監視地域 (UPZ 外) であるが、必要に応じて避難準備区域 (UPZ) と同様に対応する。</u>	原子力災害対策指針との整合による修正 番号の繰り下げ
5	原子力	第1章第4節 計画の基礎とするべき災害想定	3	1 原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態 <u>原子力発電所</u> においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。	1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態 <u>原子炉施設</u> においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
6	原子力	第1章第5節 原子力発電所等 の状態に基づく 緊急事態区分	4	<u>(追加)</u>	<p>1 情報収集事態</p> <p><u>柏崎市又は刈羽村及びその周辺(柏崎市又は刈羽村の震度が発表されない場合は近傍の市町村の震度を用いる。)において、震度5弱以上の地震が発生した段階、その他原子力発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された段階。</u></p> <p><u>この段階において、県は原子力災害警戒本部を設置する。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正
7	原子力	第1章第5節 原子力発電所等 の状態に基づく 緊急事態区分	4	<p>1 警戒事態 (EAL1)</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。</p>	<p>2 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や<u>原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力など</u>の緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。</p> <p><u>この段階において、市は原子力災害警戒本部を設置する。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 番号の繰り下げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
7	原子力	第1章第5節 原子力発電所等 の状態に基づく 緊急事態区分	4	<u>(追加)</u>	<p><u>※…原災指針において、以下のとおり定められている。</u></p> <p><u>施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げる者をいう。</u></p> <p><u>○要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。以下同じ。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの</u></p> <p><u>○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置が必要なもの</u></p> <p><u>(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの</u></p> <p><u>(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 番号の繰り下げ 前頁No.7の続き
8	原子力	第1章第5節 原子力発電所等 の状態に基づく 緊急事態区分	4	<p><u>2 施設敷地緊急事態 (EAL2) 原災法第10条に該当</u></p> <p>原子力発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が<u>高い</u>事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。</p>	<p><u>3 施設敷地緊急事態 原災法第10条に該当</u></p> <p>原子力発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性<u>のある</u>事象が生じたため、原子力発電所周辺において<u>施設敷地緊急事態要避難者の避難及び</u>緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。</p> <p><u>この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 市の対応を追加 番号の繰り下げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
9	原子力	第1章第5節 原子力発電所等 の状態に基づく 緊急事態区分	4	<p>3 全面緊急事態 (EAL3) 原災法第15条に該当</p> <p>原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。</p>	<p>4 全面緊急事態 原災法第15条に該当</p> <p>原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。</p> <p><u>この段階において、市は原子力災害対策本部を設置する。</u></p>	<p>新潟県地域防災計画との整合による修正</p> <p>市の対応を追加番号の繰り下げ</p>

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由																																																																																																																																																					
10	原子力	第1章第6節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2. 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 原子力事業者からの報告の創設、現地確認に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 市原子力災害対策本部及び現地原子力災害対策本部の設置に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6. 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の出遣に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7. 県の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8. 住民等の退避、避難に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9. 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10. 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11. 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12. 住民等に対する農林畜水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13. 市道の通行確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14. 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15. 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16. 防災業務関係者の被ばく管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17. 汚染物質の除去等に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18. 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19. 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20. 風評被害等の影響の軽減に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21. 心身の健康相談に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22. 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23. 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24. 児童、生徒の退避及び避難に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	県	1. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること。	市	2. 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること。		3. 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。		4. 原子力事業者からの報告の創設、現地確認に関すること。		5. 市原子力災害対策本部及び現地原子力災害対策本部の設置に関すること。		6. 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の出遣に関すること。		7. 県の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。		8. 住民等の退避、避難に関すること。		9. 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること。		10. 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること。		11. 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。		12. 住民等に対する農林畜水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。		13. 市道の通行確保に関すること。		14. 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。		15. 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。		16. 防災業務関係者の 被ばく管理 に関すること。		17. 汚染物質の除去等に関すること。		18. 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること。		19. 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること。		20. 風評被害等の影響の軽減に関すること。		21. 心身の健康相談に関すること。		22. 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。		23. 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。		24. 児童、生徒の退避及び避難に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> <th>連絡窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること。</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>2. 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 安全協定に基づく現地確認及び意見交換に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5. 事故状況の把握及び連絡に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6. 市原子力災害対策本部及び現地原子力災害対策本部の設置に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7. 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の出遣に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8. 国の専門家等の派遣要請及び受入れに関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9. 他の市町村及び関係機関への応援要請及び受入れに関すること。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10. 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること。</td> <td>企画総務課 地域振興課 生活環境課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11. 緊急時モニタリングへの協力に関すること。</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12. 住民等の退避、避難に関すること。</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13. 国、県による住民等の避難等の誘導に対する協力に関すること。</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14. 救急及び救助活動の実施に関すること。</td> <td>健康づくり課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15. 防護対策を講ずべき区域の消火活動に関すること。</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16. 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること。</td> <td>健康づくり課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17. 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18. 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。</td> <td>農政課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19. 住民等に対する農林畜水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20. 市道の通行確保に関すること。</td> <td>土木課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21. 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。</td> <td>用地管理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22. 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23. 防災業務関係者の放射線防護に関すること。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24. 放射線物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）の除去等に関すること。</td> <td>生活環境課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25. 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること。</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>26. 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27. 風評被害等の影響の軽減に関すること。</td> <td>商工振興課 観光振興課 農政課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28. 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること。</td> <td>商工振興課 農政課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29. 心身の健康相談に関すること。</td> <td>健康づくり課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30. 児童、生徒の退避及び避難に関すること。</td> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31. 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32. 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口	県	1. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること。	防災課	市	2. 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること。	〃		3. 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。	〃		4. 安全協定に基づく現地確認及び意見交換に関すること。	〃		5. 事故状況の把握及び連絡に関すること。	〃		6. 市原子力災害対策本部及び現地原子力災害対策本部の設置に関すること。	〃		7. 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の出遣に関すること。	〃		8. 国の専門家等の派遣要請及び受入れに関すること。	〃		9. 他の市町村及び関係機関への応援要請及び受入れに関すること。	総務課		10. 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること。	企画総務課 地域振興課 生活環境課		11. 緊急時モニタリングへの協力に関すること。	防災課		12. 住民等の退避、避難に関すること。	防災課		13. 国、県による住民等の避難等の誘導に対する協力に関すること。	防災課		14. 救急及び救助活動の実施に関すること。	健康づくり課		15. 防護対策を講ずべき区域の消火活動に関すること。	消防本部		16. 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること。	健康づくり課		17. 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること。	〃		18. 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。	農政課		19. 住民等に対する農林畜水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。	〃		20. 市道の通行確保に関すること。	土木課		21. 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。	用地管理課		22. 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。	〃		23. 防災業務関係者の 放射線防護 に関すること。	総務課		24. 放射線物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）の除去等に関すること。	生活環境課		25. 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること。	防災課		26. 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること。	〃		27. 風評被害等の影響の軽減に関すること。	商工振興課 観光振興課 農政課		28. 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること。	商工振興課 農政課		29. 心身の健康相談に関すること。	健康づくり課		30. 児童、生徒の退避及び避難に関すること。	学校教育課		31. 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。	〃		32. 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。	〃	新潟県地域防災計画との整合による修正（連絡窓口の追加）
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																																																																																										
県	1. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること。																																																																																																																																																										
市	2. 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること。																																																																																																																																																										
	3. 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。																																																																																																																																																										
	4. 原子力事業者からの報告の創設、現地確認に関すること。																																																																																																																																																										
	5. 市原子力災害対策本部及び現地原子力災害対策本部の設置に関すること。																																																																																																																																																										
	6. 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の出遣に関すること。																																																																																																																																																										
	7. 県の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。																																																																																																																																																										
	8. 住民等の退避、避難に関すること。																																																																																																																																																										
	9. 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること。																																																																																																																																																										
	10. 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること。																																																																																																																																																										
	11. 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。																																																																																																																																																										
	12. 住民等に対する農林畜水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。																																																																																																																																																										
	13. 市道の通行確保に関すること。																																																																																																																																																										
	14. 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。																																																																																																																																																										
	15. 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。																																																																																																																																																										
	16. 防災業務関係者の 被ばく管理 に関すること。																																																																																																																																																										
	17. 汚染物質の除去等に関すること。																																																																																																																																																										
	18. 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること。																																																																																																																																																										
	19. 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること。																																																																																																																																																										
	20. 風評被害等の影響の軽減に関すること。																																																																																																																																																										
	21. 心身の健康相談に関すること。																																																																																																																																																										
	22. 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。																																																																																																																																																										
	23. 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。																																																																																																																																																										
	24. 児童、生徒の退避及び避難に関すること。																																																																																																																																																										
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口																																																																																																																																																									
県	1. 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること。	防災課																																																																																																																																																									
市	2. 住民等に対する通信連絡網の整備に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	3. 住民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	4. 安全協定に基づく現地確認及び意見交換に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	5. 事故状況の把握及び連絡に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	6. 市原子力災害対策本部及び現地原子力災害対策本部の設置に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	7. 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の出遣に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	8. 国の専門家等の派遣要請及び受入れに関すること。	〃																																																																																																																																																									
	9. 他の市町村及び関係機関への応援要請及び受入れに関すること。	総務課																																																																																																																																																									
	10. 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること。	企画総務課 地域振興課 生活環境課																																																																																																																																																									
	11. 緊急時モニタリングへの協力に関すること。	防災課																																																																																																																																																									
	12. 住民等の退避、避難に関すること。	防災課																																																																																																																																																									
	13. 国、県による住民等の避難等の誘導に対する協力に関すること。	防災課																																																																																																																																																									
	14. 救急及び救助活動の実施に関すること。	健康づくり課																																																																																																																																																									
	15. 防護対策を講ずべき区域の消火活動に関すること。	消防本部																																																																																																																																																									
	16. 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること。	健康づくり課																																																																																																																																																									
	17. 住民等に対する飲食物の摂取制限等に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	18. 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。	農政課																																																																																																																																																									
	19. 住民等に対する農林畜水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	20. 市道の通行確保に関すること。	土木課																																																																																																																																																									
	21. 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。	用地管理課																																																																																																																																																									
	22. 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	23. 防災業務関係者の 放射線防護 に関すること。	総務課																																																																																																																																																									
	24. 放射線物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）の除去等に関すること。	生活環境課																																																																																																																																																									
	25. 住民等に対する各種制限措置の解除に関すること。	防災課																																																																																																																																																									
	26. 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	27. 風評被害等の影響の軽減に関すること。	商工振興課 観光振興課 農政課																																																																																																																																																									
	28. 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること。	商工振興課 農政課																																																																																																																																																									
	29. 心身の健康相談に関すること。	健康づくり課																																																																																																																																																									
	30. 児童、生徒の退避及び避難に関すること。	学校教育課																																																																																																																																																									
	31. 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。	〃																																																																																																																																																									
	32. 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。	〃																																																																																																																																																									

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
10	原子力	第1章第6節 関係機関の処理 すべき防災事務 又は業務の大綱	5	<p>新¹ 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること。</p> <p>新² 原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること。</p> <p>新³ 原子力防災訓練の実施に関すること。</p> <p>新⁴ 通信連絡網の整備に関すること。</p> <p>新⁵ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。</p> <p>新⁶ 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。</p> <p>新⁷ 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること。</p> <p>新⁸ 新潟県柏崎刈羽原子力防災センターの整備及び維持に関すること。</p> <p>新⁹ 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること。</p> <p>新¹⁰ 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること。</p> <p>新¹¹ 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。</p> <p>新¹² 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること。</p> <p>新¹³ 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受け入れに関すること。</p> <p>新¹⁴ 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること。</p> <p>新¹⁵ 緊急時モニタリングに関すること。</p> <p>新¹⁶ 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること。</p> <p>新¹⁷ 緊急域及び医療措置に関すること。</p> <p>新¹⁸ 飲食物の摂取制限等に関すること。</p> <p>新¹⁹ 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。</p> <p>新²⁰ 農林畜水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。</p> <p>新²¹ 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。</p> <p>新²² 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。</p> <p>新²³ 防災業務関係者の被ばく管理に関すること。</p> <p>新²⁴ 汚染物質の除去等に関すること。</p> <p>新²⁵ 各種制限措置の解除に関すること。</p> <p>新²⁶ 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p> <p>新²⁷ 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること。</p> <p>新²⁸ 損害賠償請求等に必要の資料の取りまとめに関すること。</p> <p>新²⁹ 風評被害等の軽減に関すること。</p> <p>新³⁰ 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること。</p> <p>新³¹ 心身の健康相談に関すること。</p> <p>新³² 物産の監視に関すること。</p> <p>教育庁³³ 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。</p> <p>教育庁³⁴ 児童、生徒の退避及び避難に関すること。</p> <p>教育庁³⁵ 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。</p> <p>警察³⁶ 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること。</p> <p>警察³⁷ 警戒区域、防護対策を講ずべき区域における警戒警備に関すること。</p> <p>警察³⁸ 交通規制、緊急交通路の確保に関すること。</p> <p>警察³⁹ 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。</p> <p>警察⁴⁰ 。</p>	<p>新¹ 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること。</p> <p>新² 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること。</p> <p>新³ 原子力防災に関する訓練の実施に関すること。</p> <p>新⁴ 通信連絡網の整備に関すること。</p> <p>新⁵ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。</p> <p>新⁶ 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。</p> <p>新⁷ 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関すること。</p> <p>新⁸ 新潟県柏崎刈羽原子力防災センターの整備及び維持に関すること。</p> <p>新⁹ 県原子力災害警戒本部の設置・廃止に関すること。</p> <p>新¹⁰ 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関すること。</p> <p>新¹¹ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること。</p> <p>新¹² 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。</p> <p>新¹³ 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受け入れに関すること。</p> <p>新¹⁴ 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受け入れに関すること。</p> <p>新¹⁵ 住民等からの問い合わせに対する対応に関すること。</p> <p>新¹⁶ 緊急域及びモニタリングに関すること。</p> <p>新¹⁷ 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること。</p> <p>新¹⁸ 原子力災害医療措置に関すること。</p> <p>新¹⁹ 飲食物の摂取制限等に関すること。</p> <p>新²⁰ 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること。</p> <p>新²¹ 農林畜水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。</p> <p>新²² 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること。</p> <p>新²³ 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。</p> <p>新²⁴ 防災業務関係者の放射線防護に関すること。</p> <p>新²⁵ 汚染物質の除去等に関すること。</p> <p>新²⁶ 各種制限措置の解除に関すること。</p> <p>新²⁷ 市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p> <p>新²⁸ 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関すること。</p> <p>新²⁹ 損害賠償請求等に必要の資料の取りまとめに関すること。</p> <p>新³⁰ 風評被害等の軽減に関すること。</p> <p>新³¹ 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること。</p> <p>新³² 心身の健康相談に関すること。</p> <p>新³³ 物産の監視に関すること。</p> <p>教育庁³⁴ 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること。</p> <p>教育庁³⁵ 児童、生徒の退避及び避難に関すること。</p> <p>教育庁³⁶ 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関すること。</p> <p>警察³⁷ 緊急かつ広域的な救助活動、住民等の避難誘導等に関すること。</p> <p>警察³⁸ 警戒区域、防護対策を講ずべき区域における警戒警備に関すること。</p> <p>警察³⁹ 交通規制、緊急交通路の確保に関すること。</p> <p>警察⁴⁰ 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員の派遣に関すること。</p>	<p>新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.10の続き</p>

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由																				
10	原子力	第1章第6節 関係機関の処理 すべき防災事務 又は業務の大綱	6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関 北陸地方整備局 新潟国道事務所 長岡国道事務所 北陸信越運輸局 北陸農政局 新潟地域センター 新潟地方気象台 信越総合通信局</td> <td> 1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関すること。 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関すること。 1 輸送確保のための連絡調整に関すること。 2 運送事業者の安全輸送確保等に係る指導に関すること。 1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関すること。 2 農林畜産物の安全性にかかる風評被害の防止に関すること。 1 気象状況の把握及び通報連絡に関すること。 1 災害時における非常無線通信の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>指定公共機関 東日本電信電話新潟支店 朝エヌ・ティ・ティ・ドコモ・ソフトバンクモバイル・KDDI 日本郵便新潟支店 日本郵便越後吉田郵便局 日本郵便新潟水戸郵便局 日本放送協会 東北電力新潟県史実業所 日本赤十字新潟県支部 (燕市地区) 東日本旅客鉄道新潟支社 東日本高速道路新潟支店 日本通運新潟ロジスティクスセンター</td> <td> 1 災害時における緊急通話の確保に関すること。 1 災害時における緊急通話及びメール情報通信の確保に関すること。 1 災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱いに関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における電力供給の確保に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。 1 災害時における鉄道の緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における高速自動車国道の輸送路確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関 新潟交通観光バス新潟東営業所 越後交通新潟三業営業所 新潟運輸新潟支店 中越運送新潟支店ロジスティクスセンター 新潟放送三業支店 新潟総合テレビ三業支店 新潟放送新潟県支社 朝エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送 新潟三業エフエム放送 新潟毎日新聞三業総局 社団法人燕市医師会</td> <td> 1 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 2 災害時における被災地との交通の確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>東京電力ホールディングス株式会社</td> <td> 1 原子力施設の防火管理に関すること。 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防火対策に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 原子力災害時における通信連絡体制の整備に関すること。 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災委員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 9 汚染物質の除去に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定地方行政機関 北陸地方整備局 新潟国道事務所 長岡国道事務所 北陸信越運輸局 北陸農政局 新潟地域センター 新潟地方気象台 信越総合通信局	1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関すること。 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関すること。 1 輸送確保のための連絡調整に関すること。 2 運送事業者の安全輸送確保等に係る指導に関すること。 1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関すること。 2 農林畜産物の安全性にかかる風評被害の防止に関すること。 1 気象状況の把握及び通報連絡に関すること。 1 災害時における非常無線通信の確保に関すること。	指定公共機関 東日本電信電話新潟支店 朝エヌ・ティ・ティ・ドコモ・ソフトバンクモバイル・KDDI 日本郵便新潟支店 日本郵便越後吉田郵便局 日本郵便新潟水戸郵便局 日本放送協会 東北電力新潟県史実業所 日本赤十字新潟県支部 (燕市地区) 東日本旅客鉄道新潟支社 東日本高速道路新潟支店 日本通運新潟ロジスティクスセンター	1 災害時における緊急通話の確保に関すること。 1 災害時における緊急通話及びメール情報通信の確保に関すること。 1 災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱いに関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における電力供給の確保に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。 1 災害時における鉄道の緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における高速自動車国道の輸送路確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。	指定地方公共機関 新潟交通観光バス新潟東営業所 越後交通新潟三業営業所 新潟運輸新潟支店 中越運送新潟支店ロジスティクスセンター 新潟放送三業支店 新潟総合テレビ三業支店 新潟放送新潟県支社 朝エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送 新潟三業エフエム放送 新潟毎日新聞三業総局 社団法人燕市医師会	1 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 2 災害時における被災地との交通の確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。	東京電力ホールディングス株式会社	1 原子力施設の防火管理に関すること。 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防火対策に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 原子力災害時における通信連絡体制の整備に関すること。 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災委員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 9 汚染物質の除去に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関 北陸地方整備局 新潟国道事務所 長岡国道事務所 東北経済産業局 三業労働基準監督署 北陸信越運輸局 北陸農政局 新潟地方気象台 信越総合通信局</td> <td> 1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関すること。 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関すること。 1 電気の安定供給に関すること。 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること。 1 労働災害防止に関する指導監督に関すること。 2 災害時における産業安全確保措置に関すること。 1 輸送確保のための連絡調整に関すること。 2 運送事業者の安全輸送確保等に係る指導に関すること。 1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関すること。 2 農林畜産物の安全性にかかる風評被害の防止に関すること。 1 気象状況の把握及び通報連絡に関すること。 1 災害時における非常無線通信の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>指定公共機関 東日本電信電話新潟支店 朝NTTドコモ・ソフトバンク朝・KDDI 日本郵便新潟支店 日本郵便越後吉田郵便局 日本郵便新潟水戸郵便局 日本放送協会 東北電力ネットワーク朝 新潟県史実業所 日本赤十字新潟県支部 (燕市地区) 東日本旅客鉄道新潟支社 東日本高速道路新潟支社 日本通運新潟支店</td> <td> 1 災害時における緊急通話の確保に関すること。 1 災害時における緊急通話及びメール情報通信の確保に関すること。 1 災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱いに関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における電力供給の確保に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。 1 災害時における鉄道の緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における高速自動車国道の輸送路確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関 新潟交通観光バス新潟東営業所 越後交通新潟三業営業所 新潟運輸新潟支店 中越運送新潟ロジスティクスセンター 新潟放送朝 朝NST新潟総合テレビ 朝テレビ新潟放送朝 朝新潟テレビ21 朝エフエムラジオ新潟 朝三業エフエム放送朝 朝新潟毎日新聞三業総局 一般社団法人燕市医師会</td> <td> 1 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 2 災害時における被災地との交通の確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>東京電力ホールディングス朝</td> <td> 1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 原子力災害時における通信連絡体制の整備に関すること。 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災委員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること。 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 9 汚染物質の除去等に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	指定地方行政機関 北陸地方整備局 新潟国道事務所 長岡国道事務所 東北経済産業局 三業労働基準監督署 北陸信越運輸局 北陸農政局 新潟地方気象台 信越総合通信局	1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関すること。 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関すること。 1 電気の安定供給に関すること。 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること。 1 労働災害防止に関する指導監督に関すること。 2 災害時における産業安全確保措置に関すること。 1 輸送確保のための連絡調整に関すること。 2 運送事業者の安全輸送確保等に係る指導に関すること。 1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関すること。 2 農林畜産物の安全性にかかる風評被害の防止に関すること。 1 気象状況の把握及び通報連絡に関すること。 1 災害時における非常無線通信の確保に関すること。	指定公共機関 東日本電信電話新潟支店 朝NTTドコモ・ソフトバンク朝・KDDI 日本郵便新潟支店 日本郵便越後吉田郵便局 日本郵便新潟水戸郵便局 日本放送協会 東北電力ネットワーク朝 新潟県史実業所 日本赤十字新潟県支部 (燕市地区) 東日本旅客鉄道新潟支社 東日本高速道路新潟支社 日本通運新潟支店	1 災害時における緊急通話の確保に関すること。 1 災害時における緊急通話及びメール情報通信の確保に関すること。 1 災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱いに関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における電力供給の確保に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。 1 災害時における鉄道の緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における高速自動車国道の輸送路確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。	指定地方公共機関 新潟交通観光バス新潟東営業所 越後交通新潟三業営業所 新潟運輸新潟支店 中越運送新潟ロジスティクスセンター 新潟放送朝 朝NST新潟総合テレビ 朝テレビ新潟放送朝 朝新潟テレビ21 朝エフエムラジオ新潟 朝三業エフエム放送朝 朝新潟毎日新聞三業総局 一般社団法人燕市医師会	1 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 2 災害時における被災地との交通の確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。	東京電力ホールディングス朝	1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 原子力災害時における通信連絡体制の整備に関すること。 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災委員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること。 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 9 汚染物質の除去等に関すること。	新潟県地域防災計画との整合による修正（関係機関の追加、記載の適正化等） 前頁No.10の続き
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
指定地方行政機関 北陸地方整備局 新潟国道事務所 長岡国道事務所 北陸信越運輸局 北陸農政局 新潟地域センター 新潟地方気象台 信越総合通信局	1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関すること。 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関すること。 1 輸送確保のための連絡調整に関すること。 2 運送事業者の安全輸送確保等に係る指導に関すること。 1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関すること。 2 農林畜産物の安全性にかかる風評被害の防止に関すること。 1 気象状況の把握及び通報連絡に関すること。 1 災害時における非常無線通信の確保に関すること。																									
指定公共機関 東日本電信電話新潟支店 朝エヌ・ティ・ティ・ドコモ・ソフトバンクモバイル・KDDI 日本郵便新潟支店 日本郵便越後吉田郵便局 日本郵便新潟水戸郵便局 日本放送協会 東北電力新潟県史実業所 日本赤十字新潟県支部 (燕市地区) 東日本旅客鉄道新潟支社 東日本高速道路新潟支店 日本通運新潟ロジスティクスセンター	1 災害時における緊急通話の確保に関すること。 1 災害時における緊急通話及びメール情報通信の確保に関すること。 1 災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱いに関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における電力供給の確保に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。 1 災害時における鉄道の緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における高速自動車国道の輸送路確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。																									
指定地方公共機関 新潟交通観光バス新潟東営業所 越後交通新潟三業営業所 新潟運輸新潟支店 中越運送新潟支店ロジスティクスセンター 新潟放送三業支店 新潟総合テレビ三業支店 新潟放送新潟県支社 朝エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送 新潟三業エフエム放送 新潟毎日新聞三業総局 社団法人燕市医師会	1 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 2 災害時における被災地との交通の確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。																									
東京電力ホールディングス株式会社	1 原子力施設の防火管理に関すること。 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防火対策に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 原子力災害時における通信連絡体制の整備に関すること。 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災委員及び緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 9 汚染物質の除去に関すること。																									
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																									
指定地方行政機関 北陸地方整備局 新潟国道事務所 長岡国道事務所 東北経済産業局 三業労働基準監督署 北陸信越運輸局 北陸農政局 新潟地方気象台 信越総合通信局	1 災害時における一般国道指定区間の通行確保に関すること。 2 災害時における一般国道指定区間の道路利用者に対する情報提供に関すること。 1 電気の安定供給に関すること。 2 災害時における原子力災害合同対策協議会への支援に関すること。 1 労働災害防止に関する指導監督に関すること。 2 災害時における産業安全確保措置に関すること。 1 輸送確保のための連絡調整に関すること。 2 運送事業者の安全輸送確保等に係る指導に関すること。 1 農地、家畜、農林水産物への影響に関する情報収集及び報告に関すること。 2 農林畜産物の安全性にかかる風評被害の防止に関すること。 1 気象状況の把握及び通報連絡に関すること。 1 災害時における非常無線通信の確保に関すること。																									
指定公共機関 東日本電信電話新潟支店 朝NTTドコモ・ソフトバンク朝・KDDI 日本郵便新潟支店 日本郵便越後吉田郵便局 日本郵便新潟水戸郵便局 日本放送協会 東北電力ネットワーク朝 新潟県史実業所 日本赤十字新潟県支部 (燕市地区) 東日本旅客鉄道新潟支社 東日本高速道路新潟支社 日本通運新潟支店	1 災害時における緊急通話の確保に関すること。 1 災害時における緊急通話及びメール情報通信の確保に関すること。 1 災害時における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱いに関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における電力供給の確保に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。 1 災害時における鉄道の緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における高速自動車国道の輸送路確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。																									
指定地方公共機関 新潟交通観光バス新潟東営業所 越後交通新潟三業営業所 新潟運輸新潟支店 中越運送新潟ロジスティクスセンター 新潟放送朝 朝NST新潟総合テレビ 朝テレビ新潟放送朝 朝新潟テレビ21 朝エフエムラジオ新潟 朝三業エフエム放送朝 朝新潟毎日新聞三業総局 一般社団法人燕市医師会	1 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること。 2 災害時における被災地との交通の確保に関すること。 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における広報活動に関すること。 1 災害時における医療救護に関すること。																									
東京電力ホールディングス朝	1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 原子力災害時における通信連絡体制の整備に関すること。 7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災委員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること。 8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 9 汚染物質の除去等に関すること。																									

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由																																												
11	原子力	第1章第7節 用語の解説	9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤した もの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故 により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収され ると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす。 安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。</td> </tr> <tr> <td>甲状腺</td> <td>前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含 む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進 する重要な内分泌器官のこと。</td> </tr> <tr> <td>避難地域時検査</td> <td>避難地域時検査は、放射性物質の付着、吸引の有無ではなく、汚染 程度を把握するために実施します。</td> </tr> <tr> <td>プルーム</td> <td>気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>環境放射線を連続して測定する設備のこと。</td> </tr> <tr> <td>環境放射線テレメ タシステム</td> <td>環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間で監 視しているシステムのこと。</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者</td> <td>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場 合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確 保を図るため、特に支援を要する者</td> </tr> </tbody> </table>	用語	解説	安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤した もの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故 により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収され ると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす。 安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。	甲状腺	前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含 む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進 する重要な内分泌器官のこと。	避難地域時検査	避難地域時検査は、放射性物質の付着、吸引の有無ではなく、汚染 程度を把握するために実施します。	プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団	モニタリングポスト	環境放射線を連続して測定する設備のこと。	環境放射線テレメ タシステム	環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間で監 視しているシステムのこと。	要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場 合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確 保を図るため、特に支援を要する者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤した もの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故 により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収され ると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす おそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられ る。</td> </tr> <tr> <td>甲状腺</td> <td>前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含 む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進 する重要な内分泌器官のこと。</td> </tr> <tr> <td>スクリーニング</td> <td>原子力災害が起きた場合に、住民等に放射性物質の付着、吸引がな いかの検査をすること。</td> </tr> <tr> <td>プルーム</td> <td>気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>環境放射線を連続して測定する設備のこと。</td> </tr> <tr> <td>放射性物質拡散予測 情報</td> <td>周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度 及び被ばく線量などを予測した情報。</td> </tr> <tr> <td>環境放射線モニタ リング</td> <td>原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。 原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニ タリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタ リング（緊急時モニタリング）がある。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策支援シ ステム（ERSS）</td> <td>原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に 基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて 事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・ 予測するシステムのこと。</td> </tr> <tr> <td>要配慮者</td> <td>高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（妊婦、授乳 婦及び乳幼児の保護者等を含む）</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者</td> <td>要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場 合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確 保を図るため、特に支援を要する者</td> </tr> <tr> <td>屋内退避</td> <td>自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に 留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。</td> </tr> <tr> <td>原災法第10条通報</td> <td>原災法第10条に規定する事象（原災法施行規則第4条による）が 発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例） ①原子力発電所の境界付近で5μSv/hの放射線量が検出される状況。 ②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5μSv/h 相当の放射性物質が検出される状況。 （通報先） 官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察、即時避難区域（P A-Z）市村、警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官 等+安全協定県内全市町村</td> </tr> </tbody> </table>	用語	解説	安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤した もの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故 により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収され ると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす おそれがある 。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられ る。	甲状腺	前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含 む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進 する重要な内分泌器官のこと。	スクリーニング	原子力災害が起きた場合に、住民等に放射性物質の付着、吸引がな いかの検査をすること。	プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団	モニタリングポスト	環境放射線を連続して測定する設備のこと。	放射性物質拡散予測 情報	周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度 及び被ばく線量などを予測した情報。	環境放射線モニタ リング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。 原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニ タリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタ リング（緊急時モニタリング）がある。	緊急時対策支援シ ステム（ERSS）	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に 基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて 事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・ 予測するシステムのこと。	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（妊婦、授乳 婦及び乳幼児の保護者等を含む）	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場 合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確 保を図るため、特に支援を要する者	屋内退避	自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に 留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。	原災法第10条通報	原災法第10条に規定する事象（原災法施行規則第4条による）が 発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例） ①原子力発電所の境界付近で5μSv/hの放射線量が検出される状況。 ②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5μSv/h 相当の放射性物質が検出される状況。 （通報先） 官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察、即時避難区域（P A-Z）市村、警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官 等+安全協定県内全市町村	新潟県地域防災計 画との整合による 修正及び記載の適 正化 実態に合わせた追 加
用語	解説																																																	
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤した もの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故 により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収され ると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす。 安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。																																																	
甲状腺	前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含 む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進 する重要な内分泌器官のこと。																																																	
避難地域時検査	避難地域時検査は、放射性物質の付着、吸引の有無ではなく、汚染 程度を把握するために実施します。																																																	
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団																																																	
モニタリングポスト	環境放射線を連続して測定する設備のこと。																																																	
環境放射線テレメ タシステム	環境放射線と気象を自動で観測・解析し、その変動を24時間で監 視しているシステムのこと。																																																	
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者																																																	
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場 合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確 保を図るため、特に支援を要する者																																																	
用語	解説																																																	
安定ヨウ素剤	放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤した もの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故 により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収され ると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす おそれがある 。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられ る。																																																	
甲状腺	前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含 む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進 する重要な内分泌器官のこと。																																																	
スクリーニング	原子力災害が起きた場合に、住民等に放射性物質の付着、吸引がな いかの検査をすること。																																																	
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団																																																	
モニタリングポスト	環境放射線を連続して測定する設備のこと。																																																	
放射性物質拡散予測 情報	周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度 及び被ばく線量などを予測した情報。																																																	
環境放射線モニタ リング	原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。 原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニ タリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタ リング（緊急時モニタリング）がある。																																																	
緊急時対策支援シ ステム（ERSS）	原子力災害が発生した場合、原子力発電所から送られてくる情報に 基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて 事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより解析・ 予測するシステムのこと。																																																	
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（妊婦、授乳 婦及び乳幼児の保護者等を含む）																																																	
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場 合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確 保を図るため、特に支援を要する者																																																	
屋内退避	自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に 留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。																																																	
原災法第10条通報	原災法第10条に規定する事象（原災法施行規則第4条による）が 発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 （例） ①原子力発電所の境界付近で5μSv/hの放射線量が検出される状況。 ②排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で5μSv/h 相当の放射性物質が検出される状況。 （通報先） 官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察、即時避難区域（P A-Z）市村、警察署・消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官 等+安全協定県内全市町村																																																	

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由								
11	原子力	第1章第7節 用語の解説	9		<table border="1"> <tr> <td>原災法第15条通報⁶</td> <td>原災法第15条に規定する事象（原災法施行規則第6条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。⁶ （例） ①原子力事業者又は関係都道府県の放射線測定設備により、5μSv/h以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出。⁶ ②管理区域以外の場所において500μSv/hを検出。⁶ ③臨界事故の発生。⁶ （通報先）内閣総理大臣、県+安全協定県内全市町村⁶</td> </tr> <tr> <td>安全協定⁶</td> <td>原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立ち入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。⁶ （県内の事例） ○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和58年10月28日締結） ○28市町村（立地市村を除く）・東京電力（平成25年1月9日締結）</td> </tr> <tr> <td>原子力災害対策指針⁶</td> <td>原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。⁶ 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。⁶</td> </tr> <tr> <td>防災業務関係者⁶</td> <td>緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓閉、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。⁶</td> </tr> </table>	原災法第15条通報 ⁶	原災法第15条に規定する事象（原災法施行規則第6条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 ⁶ （例） ①原子力事業者又は関係都道府県の放射線測定設備により、5μSv/h以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出。 ⁶ ②管理区域以外の場所において500μSv/hを検出。 ⁶ ③臨界事故の発生。 ⁶ （通報先）内閣総理大臣、県+安全協定県内全市町村 ⁶	安全協定 ⁶	原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立ち入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 ⁶ （県内の事例） ○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和58年10月28日締結） ○28市町村（立地市村を除く）・東京電力（平成25年1月9日締結）	原子力災害対策指針 ⁶	原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 ⁶ 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。 ⁶	防災業務関係者 ⁶	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓閉、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。 ⁶	新潟県地域防災計画との整合による修正 実態に合わせた追加 前頁No.11の続き
原災法第15条通報 ⁶	原災法第15条に規定する事象（原災法施行規則第6条による）が発生した場合、原子力事業者が直ちに通報すること。 ⁶ （例） ①原子力事業者又は関係都道府県の放射線測定設備により、5μSv/h以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出。 ⁶ ②管理区域以外の場所において500μSv/hを検出。 ⁶ ③臨界事故の発生。 ⁶ （通報先）内閣総理大臣、県+安全協定県内全市町村 ⁶													
安全協定 ⁶	原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立ち入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 ⁶ （県内の事例） ○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力（昭和58年10月28日締結） ○28市町村（立地市村を除く）・東京電力（平成25年1月9日締結）													
原子力災害対策指針 ⁶	原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。 ⁶ 国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。 ⁶													
防災業務関係者 ⁶	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓閉、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。 ⁶													
12	原子力	第2章第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連絡調整	10	第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連絡調整	第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	新潟県地域防災計画との整合による修正								

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
13	原子力	第2章第4節 原子力防災専門 官及び地方放射 線モニタリング 対策官との連絡 調整	10	1 原子力防災専門官との連携 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の 対策拠点施設 としての活用及び職員の派遣、市民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策、広域連携などの緊急時対応等について、原子力防災専門官と連携を図る。	1 原子力防災専門官との連携 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の 防災拠点 としての活用及び職員の派遣、市民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の 確立 、防護対策、広域連携などの緊急時対応等について、原子力防災専門官と連携を図る。	新潟県地域防災計画との整合による修正
14	原子力	第2章第4節 原子力防災専門 官及び地方放射 線モニタリング 対策官との連絡 調整	11	2 地方放射線モニタリング対策官との連携 市は、事故時の連絡体制の準備、県や関係機関が実施する緊急時モニタリングの対応等について、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された 地方放射線モニタリング対策官 と連携を図る。	2 上席放射線防災専門官との連携 市は、事故時の連絡体制の準備、県や関係機関が実施する緊急時モニタリングの対応等について、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された 上席放射線防災専門官 と連携を図る。	新潟県地域防災計画との整合による修正
15	原子力	第2章第5節 災害応急体制整 備計画	12	6 食料・物資の備蓄、調達供給体制の整備 (3) 民間事業者との連携 市は、 災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者との災害時の応援協定を原子力災害時においても活用する。	6 食料・物資の備蓄、調達供給体制の整備 (3) 民間事業者との連携 市は、 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
16	原子力	第2章第6節 情報の収集・連絡体制等整備計画	13	2 情報の収集・連絡体制の整備 (3) 情報の収集・連絡にあたる 職員 の指定 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる 職員 をあらかじめ指定しておくなど体制を 整備する 。	2 情報の収集・連絡体制の整備 (3) 情報の収集・連絡にあたる 要員 の指定 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる 要員 をあらかじめ指定しておくなど 職員の派遣体制の整備を図る 。	新潟県地域防災計画との整合による修正
17	原子力	第2章第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発計画	15	3 教育機関における普及啓発 市教育委員会は市立小・中学校長に対し、 学校防災計画に原子力防災に関して必要な事項を定め 、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、原子力災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。 <u>また、幼稚園、保育園及び認定こども園の園長等に対しても、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう助言・指導する。</u>	3 教育機関における普及啓発 市教育委員会は市立小・中学校長に対し、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、原子力災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。	新潟県地域防災計画との整合による修正
18	原子力	第2章第9節 原子力防災訓練等の実施	17	3 訓練の項目 <u>・緊急時予測システム情報の活用訓練</u>	3 訓練の項目 <u>(削除)</u>	新潟県地域防災計画との整合による修正
19	原子力	第2章第10節 モニタリング体制整備計画	17	第10節 モニタリング体制整備計画	第10節 緊急時モニタリング体制整備計画	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
20	原子力	第2章第11節 原子力災害医療 体制整備計画	18	1 計画の方針 市は、県が実施する原子力災害に係る <u>緊急被ばく</u> 医療について協力体制を整備する。	1 計画の方針 市は、県 <u>及び原子力事業者</u> が実施する原子力災害に係る <u>原子力災害</u> 医療について協力体制を整備する。	新潟県地域防災計画との整合による修正
21	原子力	第2章第11節 原子力災害医療 体制整備計画	18	3 安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用体制の整備 市は、県及び医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備する。	3 安定ヨウ素剤の<u>配布及び</u>服用体制の整備 市は、県及び医療機関等と連携して、 <u>原子力災害発生時において、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるように、原災指針を参考に、</u> 安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備する。	新潟県地域防災計画との整合による修正
22	原子力	第2章第12節 屋内退避・避難 実施体制整備計画	18	2 屋内退避・避難等に係る計画の作成 (1) 市は国、県及び原子力事業者の協力のもと、県が作成した屋内退避、避難に係る基本的な考え方を示した <u>原子力災害に備えた新潟県広域避難計画</u> の行動指針に基づき、原子力災害 <u>の</u> 備えた避難計画を整備する。	2 屋内退避・避難等に係る計画の作成 (1) 市は国、県及び原子力事業者の協力のもと、県が作成した屋内退避、避難に係る基本的な考え方を示した <u>新潟県原子力災害広域避難計画（以下「県広域避難計画」という。）</u> に基づき、原子力災害 <u>に</u> 備えた避難計画を整備する。	新潟県原子力災害広域避難計画策定に伴う修正
23	原子力	第2章第12節 屋内退避・避難 実施体制整備計画	19	3 避難所等の整備 (1) 避難所の整備 (略) <u>(追加)</u>	3 避難所等の整備<u>及び確保への協力</u> (1) 避難所の整備 <u>及び確保への協力</u> <u>①（略）</u> <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努める。</u>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
23	原子力	第2章第12節 屋内退避・避難 実施体制整備計 画	19	<u>(追加)</u>	<p><u>② 市は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</u></p> <p><u>③ 市は、避難所等において、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.23の続き
24	原子力	第2章第12節 屋内退避・避難 実施体制整備計 画	19	<p>4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備</p> <p>(1) 要配慮者等の避難支援体制の整備</p> <p>市は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ<u>避難行動要支援者個別計画</u>に基づいて避難支援体制を整備する。</p>	<p>4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備</p> <p>(1) 要配慮者等の避難支援体制の整備</p> <p>市は、在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ<u>燕市避難支援プラン全体計画</u>に基づいて避難支援体制を整備する。</p>	実際の計画名に合わせた修正
25	原子力	第2章第12節 屋内退避・避難 実施体制整備計 画	20	<p>6 避難・屋内退避の市民等への事前周知</p> <p>(2) 市民等への事前周知</p> <p>市は、<u>国、県、県内他市町村等</u>と協議のうえ、屋内退避、<u>避難退域時検査</u>及び安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）<u>等</u>について、日頃から市民等へ周知徹底を図る。</p>	<p>6 避難・屋内退避の市民等への事前周知</p> <p>(2) 市民等への事前周知</p> <p>市は、県と協議のうえ、<u>避難準備区域（UPZ）及び放射線量監視地域（UPZ外）の各区域に応じて、屋内退避、避難、スクリーニング</u>及び安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）等について、日頃から市民等へ周知徹底を図る。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
26	原子力	第2章第12節 屋内退避・避難 実施体制整備計 画	20	<p>7 学校等における体制の整備</p> <p>(1) <u>避難計画の作成</u></p> <p>市は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導する。</p> <p>また、原子力災害発生時に園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、生徒等が適切に行動できるよう、必要に応じ避難行動についての計画等を具体的に定めるよう指導する。</p> <p>(3) <u>協力体制の整備</u></p> <p><u>市は、学校管理者に対し、消防、警察、地域住民等と協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう指導する。</u></p>	<p>7 学校等における体制の整備</p> <p>(1) <u>体制の整備</u></p> <p>市は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導する<u>とともに、消防、警察、地域住民等と協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう指導する。</u></p> <p>また、原子力災害発生時に園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、生徒等が適切に行動できるよう、必要に応じ避難行動についての計画等を具体的に定めるよう指導する。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正
27	原子力	第2章第13節 広域避難体制整備 計画	20	<p>2 避難所の確保・調整</p> <p>(1) 避難所候補施設の選定</p> <p><u>市は、市の区域を越えて避難が必要となる場合に備え、県の調整のもと</u>県内市町村と協議し、避難所候補施設が複数となるよう、あらかじめ選定する。</p>	<p>2 避難所の確保・調整</p> <p>(1) 避難所候補施設の選定</p> <p>市の区域を越えて避難が必要となる場合に備え、<u>県は</u>県内市町村と協議し、避難所候補施設が複数となるよう、あらかじめ選定する。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正
28	原子力	第2章第14節 飲食物の出荷制限、 摂取制限等	21	<p>2 市民等への供給体制の確保</p> <p><u>市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等の設定がなされた場合における、市民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
29	原子力	第2章第16節 市民等への的確な情報伝達体制整備計画	22	<p>2 情報伝達体制及び設備の整備</p> <p>(1) 情報伝達体制及び設備の整備</p> <p>市は、県、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線、メール配信、広報車両等の広報施設及び機器等の整備や<u>ホームページ</u>、コミュニティ放送、ソーシャルメディア等<u>多様なメディア</u>の活用を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。</p> <p>(2) 要配慮者等に対する情報伝達体制の整備</p> <p>市は、県、国及び防災関係機関等と協力し、要配慮者等に対して災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の協力を得ながら、平常時から通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。</p>	<p>2 情報伝達体制及び設備の整備</p> <p>(1) 情報伝達体制及び設備の整備</p> <p>市は、県、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線、メール配信、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やコミュニティ放送、ソーシャルメディア等の活用による<u>情報の伝達手段の多重化・多様化</u>を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。</p> <p>(2) 要配慮者等に対する情報伝達体制の整備</p> <p>市は、県、国及び防災関係機関等と協力し、要配慮者等に対して災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民や自主防災組織、<u>自治会</u>、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の協力を得ながら、平常時から通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 記載の適正化

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由																																																				
30	原子力	第3章第1節 災害対策本部等 の組織・運営	25	<p>2 災害対策本部等の設置基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢</th> <th>設置基準</th> <th>活動基準</th> <th>緊急事態区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1次配備</td> <td>1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき。</td> <td rowspan="2">警戒本部の設置</td> <td>情報収集事態</td> </tr> <tr> <td>2 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。</td> <td rowspan="4">警戒事態</td> </tr> <tr> <td>3 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき。</td> <td rowspan="3">第2次配備</td> <td rowspan="3">施設敷地の緊急事態</td> </tr> <tr> <td>4 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量が1μSv/hを超える数値を検出したとき。</td> <td rowspan="2">全面緊急事態</td> </tr> <tr> <td>5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められたとき。</td> <td rowspan="2">全面緊急事態</td> </tr> <tr> <td>6 その他市長が必要と認めたとき。</td> <td rowspan="2">施設敷地の緊急事態</td> </tr> <tr> <td>1 原子力発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき。</td> <td rowspan="2">災害対策本部の設置</td> <td rowspan="2">施設敷地の緊急事態</td> </tr> <tr> <td>2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。</td> <td rowspan="2">全面緊急事態</td> </tr> <tr> <td>3 その他市長が必要と認めたとき。</td> <td rowspan="2">施設敷地の緊急事態</td> <td rowspan="2">全面緊急事態</td> </tr> </tbody> </table>	態勢	設置基準	活動基準	緊急事態区分	第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき。	警戒本部の設置	情報収集事態	2 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。	警戒事態	3 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき。	第2次配備	施設敷地の緊急事態	4 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量が1μSv/hを超える数値を検出したとき。	全面緊急事態	5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められたとき。	全面緊急事態	6 その他市長が必要と認めたとき。	施設敷地の緊急事態	1 原子力発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき。	災害対策本部の設置	施設敷地の緊急事態	2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。	全面緊急事態	3 その他市長が必要と認めたとき。	施設敷地の緊急事態	全面緊急事態	<p>2 災害対策本部等の設置基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢</th> <th>設置基準</th> <th>活動基準</th> <th>緊急事態区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1次配備</td> <td>1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき。</td> <td rowspan="2">警戒本部の設置</td> <td>情報収集事態</td> </tr> <tr> <td>2 <u>その他原子力発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報されたとき。</u></td> <td rowspan="4">警戒事態</td> </tr> <tr> <td>1 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。</td> <td rowspan="3">災害対策本部の設置</td> <td rowspan="3">施設敷地の緊急事態</td> </tr> <tr> <td>2 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量が1μSv/hを超える数値を検出したとき。</td> <td rowspan="2">全面緊急事態</td> </tr> <tr> <td>3 その他市長が必要と認めたとき。</td> <td rowspan="2">施設敷地の緊急事態</td> </tr> <tr> <td>1 原子力発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき。</td> <td rowspan="2">災害対策本部の設置</td> <td rowspan="2">施設敷地の緊急事態</td> </tr> <tr> <td>2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。</td> <td rowspan="2">全面緊急事態</td> </tr> <tr> <td>3 その他市長が必要と認めたとき。</td> <td rowspan="2">施設敷地の緊急事態</td> <td rowspan="2">全面緊急事態</td> </tr> </tbody> </table>	態勢	設置基準	活動基準	緊急事態区分	第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき。	警戒本部の設置	情報収集事態	2 <u>その他原子力発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報されたとき。</u>	警戒事態	1 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。	災害対策本部の設置	施設敷地の緊急事態	2 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量が1μSv/hを超える数値を検出したとき。	全面緊急事態	3 その他市長が必要と認めたとき。	施設敷地の緊急事態	1 原子力発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき。	災害対策本部の設置	施設敷地の緊急事態	2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。	全面緊急事態	3 その他市長が必要と認めたとき。	施設敷地の緊急事態	全面緊急事態	新潟県地域防災計画との整合及び市の災害対応の現在の基準に合わせた修正
態勢	設置基準	活動基準	緊急事態区分																																																							
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき。	警戒本部の設置	情報収集事態																																																							
	2 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。		警戒事態																																																							
3 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき。	第2次配備	施設敷地の緊急事態																																																								
4 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量が1μSv/hを超える数値を検出したとき。				全面緊急事態																																																						
5 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められたとき。					全面緊急事態																																																					
6 その他市長が必要と認めたとき。	施設敷地の緊急事態																																																									
1 原子力発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき。		災害対策本部の設置	施設敷地の緊急事態																																																							
2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。	全面緊急事態																																																									
3 その他市長が必要と認めたとき。		施設敷地の緊急事態	全面緊急事態																																																							
態勢	設置基準			活動基準	緊急事態区分																																																					
第1次配備	1 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき。	警戒本部の設置	情報収集事態																																																							
	2 <u>その他原子力発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報されたとき。</u>		警戒事態																																																							
1 柏崎市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。	災害対策本部の設置	施設敷地の緊急事態																																																								
2 原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量が1μSv/hを超える数値を検出したとき。				全面緊急事態																																																						
3 その他市長が必要と認めたとき。					施設敷地の緊急事態																																																					
1 原子力発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき。	災害対策本部の設置	施設敷地の緊急事態																																																								
2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。			全面緊急事態																																																							
3 その他市長が必要と認めたとき。	施設敷地の緊急事態	全面緊急事態																																																								
31			原子力	第3章第1節 災害対策本部等 の組織・運営	26	<p>3 警戒本部の設置</p> <p>(3) 組織</p> <p>③ 本部員：<u>全部長</u>、防災課長、総務課長、<u>事務局職員</u> <u>(追加)</u></p> <p>(5) 本部の廃止</p>	<p>3 警戒本部の設置</p> <p>(3) 組織</p> <p>③ 本部員：<u>全部長級職員</u>、防災課長、総務課長、<u>防災課職員</u>、<u>総合調整員</u></p> <p>(5) <u>本部会議の開催</u></p> <p><u>指示の徹底及び各部署の情報交換と対応の調整等のため、必要に応じて本部会議を開催する。</u></p> <p><u>① 本部会議は、全部長、副本部長及び本部員をもって構成し、全部長が主宰する。</u></p> <p><u>② 全部長は、必要に応じて関係機関の職員に対し本部会議への出席を依頼する。</u></p> <p>(6) 本部の廃止</p>	新潟県地域防災計画との整合及び市の災害対応の現在の体制に合わせた修正																																																		

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由																																																
32	原子力	第3章第1節 災害対策本部等 の組織・運営	28	<p>別表1</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">燕市災害対策本部</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>教育長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td> 総務部：総務部長 副部長：議事事務局長 企画財政部：企画財政部長 副部長：企画財政課主幹 市民生活部：市民生活部長 副部長：燕・弥彦総合事務組合事務局長 健康福祉部：健康福祉部長 副部長：健康福祉部副部長 産業振興部：産業振興部長 都市整備部：都市整備部長 教育委員会：教育次長 副部長：教育委員会主幹 水道局：水道局長 消防本部：消防長 </td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">災害対策本部事務局</td></tr> <tr><td>事務局長</td><td>総務部長</td></tr> <tr><td>班長</td><td>防災課長</td></tr> <tr><td>副班長</td><td>防災課主幹</td></tr> <tr><td>班員</td><td>防災課職員・事務局職員</td></tr> </table> <p>【総務部】総務総括班・食料物資班・議会渉外班 【企画財政部】情報収集班・財務出納班 【市民生活部】被災調査班・環境衛生班 【健康福祉部】避難所運営班・要支援者班・医療班 【産業振興部】商工観光班・農政班 【都市整備部】建設復旧班 【教育委員会】学校保育班・社会教育班 【水道局】水道班 【消防本部】消防班</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">現地対策本部</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>副市長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>防災課指定職員</td></tr> </table>	燕市災害対策本部		本部長	市長	副本部長	教育長	本部員	総務部：総務部長 副部長：議事事務局長 企画財政部：企画財政部長 副部長：企画財政課主幹 市民生活部：市民生活部長 副部長：燕・弥彦総合事務組合事務局長 健康福祉部：健康福祉部長 副部長：健康福祉部副部長 産業振興部：産業振興部長 都市整備部：都市整備部長 教育委員会：教育次長 副部長：教育委員会主幹 水道局：水道局長 消防本部：消防長	災害対策本部事務局		事務局長	総務部長	班長	防災課長	副班長	防災課主幹	班員	防災課職員・事務局職員	現地対策本部		本部長	副市長	本部員	防災課指定職員	<p>別表1</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">燕市災害対策本部</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>教育長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td> 総務部：総務部長 副部長：総務部政策監（広報監） 副部長：議事事務局長 企画財政部：企画財政部長 市民生活部：市民生活部長 健康福祉部：健康福祉部長 副部長：健康福祉部主幹（医療主幹） 産業振興部：産業振興部長 都市整備部：都市整備部長 教育委員会：教育次長 副部長：教育委員会主幹 </td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="2">災害対策本部事務局</td></tr> <tr><td>事務局長</td><td>総務部長</td></tr> <tr><td>事務局次長</td><td>総務部政策監（危機管理監）</td></tr> <tr><td>班長</td><td>防災課長</td></tr> <tr><td>班員</td><td>防災課職員・総合調整員</td></tr> </table> <p>【総務部】総務総括班・食料物資班・議会渉外班 【企画財政部】情報収集班・財務出納班 【市民生活部】被災調査班・環境衛生班 【健康福祉部】避難所運営班・要支援者班・医療班 【産業振興部】商工観光班・農政班 【都市整備部】建設復旧班 【教育委員会】学校保育班・社会教育班</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">現地対策本部</td></tr> <tr><td>本部長</td><td>副市長</td></tr> <tr><td>本部員</td><td>防災課指定職員</td></tr> </table>	燕市災害対策本部		本部長	市長	副本部長	教育長	本部員	総務部：総務部長 副部長：総務部政策監（広報監） 副部長：議事事務局長 企画財政部：企画財政部長 市民生活部：市民生活部長 健康福祉部：健康福祉部長 副部長：健康福祉部主幹（医療主幹） 産業振興部：産業振興部長 都市整備部：都市整備部長 教育委員会：教育次長 副部長：教育委員会主幹	災害対策本部事務局		事務局長	総務部長	事務局次長	総務部政策監（危機管理監）	班長	防災課長	班員	防災課職員・総合調整員	現地対策本部		本部長	副市長	本部員	防災課指定職員	<p>市の災害対応の現在の組織体制に合わせた修正</p>
燕市災害対策本部																																																						
本部長	市長																																																					
副本部長	教育長																																																					
本部員	総務部：総務部長 副部長：議事事務局長 企画財政部：企画財政部長 副部長：企画財政課主幹 市民生活部：市民生活部長 副部長：燕・弥彦総合事務組合事務局長 健康福祉部：健康福祉部長 副部長：健康福祉部副部長 産業振興部：産業振興部長 都市整備部：都市整備部長 教育委員会：教育次長 副部長：教育委員会主幹 水道局：水道局長 消防本部：消防長																																																					
災害対策本部事務局																																																						
事務局長	総務部長																																																					
班長	防災課長																																																					
副班長	防災課主幹																																																					
班員	防災課職員・事務局職員																																																					
現地対策本部																																																						
本部長	副市長																																																					
本部員	防災課指定職員																																																					
燕市災害対策本部																																																						
本部長	市長																																																					
副本部長	教育長																																																					
本部員	総務部：総務部長 副部長：総務部政策監（広報監） 副部長：議事事務局長 企画財政部：企画財政部長 市民生活部：市民生活部長 健康福祉部：健康福祉部長 副部長：健康福祉部主幹（医療主幹） 産業振興部：産業振興部長 都市整備部：都市整備部長 教育委員会：教育次長 副部長：教育委員会主幹																																																					
災害対策本部事務局																																																						
事務局長	総務部長																																																					
事務局次長	総務部政策監（危機管理監）																																																					
班長	防災課長																																																					
班員	防災課職員・総合調整員																																																					
現地対策本部																																																						
本部長	副市長																																																					
本部員	防災課指定職員																																																					

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由																
33	原子力	第3章第1節 災害対策本部等 の組織・運営	29	<p>別表2 災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署課等</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●災害対策本部事務局 局長 総務部長 班長 防災課長 副班長 防災課主幹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総務グループ【防災課 総務課】 ・情報グループ【企画財政課】 ・食料・物資グループ【用地管財課】 ・被災者・避難所支援グループ 【社会福祉課・学校教育課・子育て支援課】 ・救急・インフラ対策グループ【都市計画課】 ・保健衛生グループ 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】 ・生活再生グループ 【税務課・営繕建築課・商工振興課・農政課】</td> <td>・事務局開業準備(会議室301)に関する事 ・市長への報告に関する事 ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関する事 ・各部の統括に関する事 ・関係機関との当初の連絡調整に関する事 ・被害状況等の調査、把握に関する事 ・被害状況や気象情報を予見し、今後の情報分析と体制整備に関する事 ・災害対策本部会議に向けた準備に関する事 ・原子力現地対策本部との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>●総務部 部長 総務部長 副部長 議会事務局長 総務総括班長 総務課長 担当課 総務課 (防災課) 食料物資班長 用地管財課長 担当課 用地管財課 議会渉外班長 議事課長 担当課 議事課</td> <td>・各対策部の職員参集状況の確認に関する事 ・避難所の開業に関する事 ・屋内退避及び避難情報の発令に関する事 ・住民等への情報提供に関する事 ・報道発表等、マスコミ対応に関する事 ・自衛隊派遣に関する事 ・応援協定に基づく支援に関する事(他部との調整) ・気象情報の収集等に関する事 ・燕市防災会議との連絡調整に関する事 ・災害救助法等の適用申請に関する事 ・被災者生活再生支援法に関する事 ・被災者台帳の作成に関する事 ・他の部へ属さないこと ・災害時の車両の確保に関する事 ・災害時の輸送に関する事 ・応援協定締結先への依頼に関する事 ・食料及び物資の調達と配布に関する事 ・救災物資納入場所の確保と配布に関する事 ・市議会との連絡調整に関する事 ・調査団、視察団等の受入れに関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部署課等	事務分掌	●災害対策本部事務局 局長 総務部長 班長 防災課長 副班長 防災課主幹		・総務グループ【防災課 総務課】 ・情報グループ【企画財政課】 ・食料・物資グループ【用地管財課】 ・被災者・避難所支援グループ 【社会福祉課・学校教育課・子育て支援課】 ・救急・インフラ対策グループ【都市計画課】 ・保健衛生グループ 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】 ・生活再生グループ 【税務課・営繕建築課・商工振興課・農政課】	・事務局開業準備(会議室301)に関する事 ・市長への報告に関する事 ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関する事 ・各部の統括に関する事 ・関係機関との当初の連絡調整に関する事 ・被害状況等の調査、把握に関する事 ・被害状況や気象情報を予見し、今後の情報分析と体制整備に関する事 ・災害対策本部会議に向けた準備に関する事 ・原子力現地対策本部との連絡調整に関する事	●総務部 部長 総務部長 副部長 議会事務局長 総務総括班長 総務課長 担当課 総務課 (防災課) 食料物資班長 用地管財課長 担当課 用地管財課 議会渉外班長 議事課長 担当課 議事課	・各対策部の職員参集状況の確認に関する事 ・避難所の開業に関する事 ・屋内退避及び避難情報の発令に関する事 ・住民等への情報提供に関する事 ・報道発表等、マスコミ対応に関する事 ・自衛隊派遣に関する事 ・応援協定に基づく支援に関する事(他部との調整) ・気象情報の収集等に関する事 ・燕市防災会議との連絡調整に関する事 ・災害救助法等の適用申請に関する事 ・被災者生活再生支援法に関する事 ・被災者台帳の作成に関する事 ・他の部へ属さないこと ・災害時の車両の確保に関する事 ・災害時の輸送に関する事 ・応援協定締結先への依頼に関する事 ・食料及び物資の調達と配布に関する事 ・救災物資納入場所の確保と配布に関する事 ・市議会との連絡調整に関する事 ・調査団、視察団等の受入れに関する事	<p>別表2 災害対策本部の事務分掌</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署課等</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●災害対策本部事務局 事務局長 総務部長 事務局長 総務部長 班長 防災課長 班員 防災課 総合職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総務グループ【総務課 広報秘書課】 ・情報グループ【企画財政課 地域振興課】 ・食料・物資グループ【用地管財課 水道局】 ・被災者・避難所支援グループ 【社会福祉課・学校教育課・子育て支援課】 ・救急・インフラ対策グループ 【都市計画課 土木課】 ・保健衛生グループ 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】 ・生活再生グループ 【税務課 営繕建築課 商工振興課 農政課】</td> <td>・事務局開業準備(会議室301)に関する事 ・市長への報告に関する事 ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関する事 ・各部の統括に関する事 ・関係機関との当初の連絡調整に関する事 ・被害状況等の調査、把握に関する事 ・被害状況や気象情報を予見し、今後の情報分析と体制整備に関する事 ・災害対策本部会議に向けた準備に関する事 ・原子力現地対策本部との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>●総務部 部長 総務部長 副部長 総務部長 議会事務局長 総務総括班長 総務課長 担当課 総務課 (防災課) 食料物資班長 用地管財課長 担当課 用地管財課 議会渉外班長 議事課長 担当課 議事課</td> <td>・各対策部の職員参集状況の確認に関する事 ・避難所の開業に関する事 ・屋内退避及び避難情報の発令に関する事 ・住民等への情報提供に関する事 ・報道発表等、マスコミ対応に関する事 ・自衛隊派遣に関する事 ・応援協定に基づく支援に関する事(他部との調整) ・気象情報の収集等に関する事 ・燕市防災会議との連絡調整に関する事 ・災害救助法等の適用申請に関する事 ・被災者生活再生支援法に関する事 ・被災者台帳の作成に関する事 ・災害計画作成の編成と整理に関する事 ・災害計画作成の編成に関する事 ・他の部へ属さないこと ・災害時の車両の確保に関する事 ・災害時の輸送に関する事 ・応援協定締結先への依頼に関する事 ・食料及び物資の調達と配布に関する事 ・救災物資納入場所の確保と配布に関する事 ・市議会との連絡調整に関する事 ・調査団、視察団等の受入れに関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部署課等	事務分掌	●災害対策本部事務局 事務局長 総務部長 事務局長 総務部長 班長 防災課長 班員 防災課 総合職員		・総務グループ【総務課 広報秘書課】 ・情報グループ【企画財政課 地域振興課】 ・食料・物資グループ【用地管財課 水道局】 ・被災者・避難所支援グループ 【社会福祉課・学校教育課・子育て支援課】 ・救急・インフラ対策グループ 【都市計画課 土木課】 ・保健衛生グループ 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】 ・生活再生グループ 【税務課 営繕建築課 商工振興課 農政課】	・事務局開業準備(会議室301)に関する事 ・市長への報告に関する事 ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関する事 ・各部の統括に関する事 ・関係機関との当初の連絡調整に関する事 ・被害状況等の調査、把握に関する事 ・被害状況や気象情報を予見し、今後の情報分析と体制整備に関する事 ・災害対策本部会議に向けた準備に関する事 ・原子力現地対策本部との連絡調整に関する事	●総務部 部長 総務部長 副部長 総務部長 議会事務局長 総務総括班長 総務課長 担当課 総務課 (防災課) 食料物資班長 用地管財課長 担当課 用地管財課 議会渉外班長 議事課長 担当課 議事課	・各対策部の職員参集状況の確認に関する事 ・避難所の開業に関する事 ・屋内退避及び避難情報の発令に関する事 ・住民等への情報提供に関する事 ・報道発表等、マスコミ対応に関する事 ・自衛隊派遣に関する事 ・応援協定に基づく支援に関する事(他部との調整) ・気象情報の収集等に関する事 ・燕市防災会議との連絡調整に関する事 ・災害救助法等の適用申請に関する事 ・被災者生活再生支援法に関する事 ・被災者台帳の作成に関する事 ・災害計画作成の編成と整理に関する事 ・災害計画作成の編成に関する事 ・他の部へ属さないこと ・災害時の車両の確保に関する事 ・災害時の輸送に関する事 ・応援協定締結先への依頼に関する事 ・食料及び物資の調達と配布に関する事 ・救災物資納入場所の確保と配布に関する事 ・市議会との連絡調整に関する事 ・調査団、視察団等の受入れに関する事	<p>市の災害対応の現在の組織体制・職務に合わせた修正</p>
部署課等	事務分掌																					
●災害対策本部事務局 局長 総務部長 班長 防災課長 副班長 防災課主幹																						
・総務グループ【防災課 総務課】 ・情報グループ【企画財政課】 ・食料・物資グループ【用地管財課】 ・被災者・避難所支援グループ 【社会福祉課・学校教育課・子育て支援課】 ・救急・インフラ対策グループ【都市計画課】 ・保健衛生グループ 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】 ・生活再生グループ 【税務課・営繕建築課・商工振興課・農政課】	・事務局開業準備(会議室301)に関する事 ・市長への報告に関する事 ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関する事 ・各部の統括に関する事 ・関係機関との当初の連絡調整に関する事 ・被害状況等の調査、把握に関する事 ・被害状況や気象情報を予見し、今後の情報分析と体制整備に関する事 ・災害対策本部会議に向けた準備に関する事 ・原子力現地対策本部との連絡調整に関する事																					
●総務部 部長 総務部長 副部長 議会事務局長 総務総括班長 総務課長 担当課 総務課 (防災課) 食料物資班長 用地管財課長 担当課 用地管財課 議会渉外班長 議事課長 担当課 議事課	・各対策部の職員参集状況の確認に関する事 ・避難所の開業に関する事 ・屋内退避及び避難情報の発令に関する事 ・住民等への情報提供に関する事 ・報道発表等、マスコミ対応に関する事 ・自衛隊派遣に関する事 ・応援協定に基づく支援に関する事(他部との調整) ・気象情報の収集等に関する事 ・燕市防災会議との連絡調整に関する事 ・災害救助法等の適用申請に関する事 ・被災者生活再生支援法に関する事 ・被災者台帳の作成に関する事 ・他の部へ属さないこと ・災害時の車両の確保に関する事 ・災害時の輸送に関する事 ・応援協定締結先への依頼に関する事 ・食料及び物資の調達と配布に関する事 ・救災物資納入場所の確保と配布に関する事 ・市議会との連絡調整に関する事 ・調査団、視察団等の受入れに関する事																					
部署課等	事務分掌																					
●災害対策本部事務局 事務局長 総務部長 事務局長 総務部長 班長 防災課長 班員 防災課 総合職員																						
・総務グループ【総務課 広報秘書課】 ・情報グループ【企画財政課 地域振興課】 ・食料・物資グループ【用地管財課 水道局】 ・被災者・避難所支援グループ 【社会福祉課・学校教育課・子育て支援課】 ・救急・インフラ対策グループ 【都市計画課 土木課】 ・保健衛生グループ 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】 ・生活再生グループ 【税務課 営繕建築課 商工振興課 農政課】	・事務局開業準備(会議室301)に関する事 ・市長への報告に関する事 ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関する事 ・各部の統括に関する事 ・関係機関との当初の連絡調整に関する事 ・被害状況等の調査、把握に関する事 ・被害状況や気象情報を予見し、今後の情報分析と体制整備に関する事 ・災害対策本部会議に向けた準備に関する事 ・原子力現地対策本部との連絡調整に関する事																					
●総務部 部長 総務部長 副部長 総務部長 議会事務局長 総務総括班長 総務課長 担当課 総務課 (防災課) 食料物資班長 用地管財課長 担当課 用地管財課 議会渉外班長 議事課長 担当課 議事課	・各対策部の職員参集状況の確認に関する事 ・避難所の開業に関する事 ・屋内退避及び避難情報の発令に関する事 ・住民等への情報提供に関する事 ・報道発表等、マスコミ対応に関する事 ・自衛隊派遣に関する事 ・応援協定に基づく支援に関する事(他部との調整) ・気象情報の収集等に関する事 ・燕市防災会議との連絡調整に関する事 ・災害救助法等の適用申請に関する事 ・被災者生活再生支援法に関する事 ・被災者台帳の作成に関する事 ・災害計画作成の編成と整理に関する事 ・災害計画作成の編成に関する事 ・他の部へ属さないこと ・災害時の車両の確保に関する事 ・災害時の輸送に関する事 ・応援協定締結先への依頼に関する事 ・食料及び物資の調達と配布に関する事 ・救災物資納入場所の確保と配布に関する事 ・市議会との連絡調整に関する事 ・調査団、視察団等の受入れに関する事																					

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
33	原子力	第3章第1節 災害対策本部等 の組織・運営	30	<p>●企画財政部 部長 企画財政部長 副部長 企画財政部主幹</p> <p>情報収集班長 企画財政課長 副班長 地域振興課長 監査委員事務局長</p> <p>担当課 企画財政課(企画) 地域振興課 監査委員事務局</p> <p>財務出納班長 会計課長 担当課 会計課 企画財政課(財政)</p> <p>●市民生活部 部長 市民生活部長 副部長 燕 福祉総合事務組合事務局長</p> <p>被災調査班長 税務課長 副班長 収納課長 市民課長</p> <p>担当課 税務課 収納課 市民課</p> <p>環境衛生班長 生活環境課長 担当課 生活環境課 衛生センター</p> <p>●健康福祉部 部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部副部長</p> <p>避難所運営班長 社会福祉課長 担当課 社会福祉課</p> <p>要支援者班長 長寿福祉課長 担当課 長寿福祉課</p> <p>医療班長 健康づくり課長 副班長 保険年金課長 担当課 健康づくり課 保険年金課</p>	<p>●企画財政部 部長 企画財政部長 副部長 企画財政部主幹</p> <p>情報収集班長 企画財政課長 副班長 地域振興課長 監査委員事務局長 担当課 企画財政課(企画) 地域振興課 監査委員事務局</p> <p>財務出納班長 会計課長 担当課 会計課 企画財政課(財政)</p> <p>●市民生活部 部長 市民生活部長 副部長 燕 福祉総合事務組合事務局長</p> <p>被災調査班長 税務課長 副班長 収納課長 市民課長</p> <p>担当課 税務課 収納課 市民課</p> <p>環境衛生班長 生活環境課長 担当課 生活環境課</p> <p>●健康福祉部 部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部主幹(医療主幹)</p> <p>避難所運営班長 社会福祉課長 担当課 社会福祉課</p> <p>要支援者班長 長寿福祉課長 担当課 長寿福祉課</p> <p>医療班長 健康づくり課長 副班長 保険年金課長 担当課 健康づくり課 保険年金課</p>	<p>・災害情報の記録、取りまとめに関すること ・防災関係機関への情報収集に関すること ・住民等からの問い合わせ対応に関すること ・災害記録写真の撮影と整理に関すること ・災害記録の編集に関すること</p> <p>・災害復旧の予算措置に関すること ・災害時の出納に関すること ・義援金の受入及び配分に関すること</p> <p>・被災者台帳の作成に関すること ・避難所運営班の成数に関すること</p> <p>・災害時の衛生対策に関すること ・公共交通の運営に関すること ・避難所運営班の成数に関すること ・避難所開設時検査及び簡易除染の協力に関すること ・避難所周辺の大气中の汚染状況調査等に関すること ・県の緊急時モニタリングに対する協力に関すること</p> <p>・避難所の管理運営に関すること ・福祉避難所の設置に関すること ・燕市社会福祉協議会と連携してのボランティア受入に関すること ・生業に必要な資金の貸与に関すること ・保護世帯及び要介護世帯等の救助に関すること ・燕市民生委員・児童委員との連絡調整に関すること</p> <p>・市内医療機関の被害状況等の調査に関すること ・救護所の設置運営に関すること ・傷病者の収容に関すること ・燕市医師会、燕市歯科医師会との連絡調整に関すること ・DMAT等の外部医療関係団体との連絡調整に関すること ・緊急時医療の協力に関すること ・安定コウ素剤の配布、服用に関すること</p>

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
33	原子力	第3章第1節 災害対策本部等 の組織・運営	31	<p>●産業振興部 部長 産業振興部長</p> <p>商工観光班長 商工振興課長</p> <p>担当課 商工振興課</p> <p>農政班長 農政課長 副班長 農業委員会事務局 局長</p> <p>担当課 農政課 農業委員会事務局</p> <p>●都市整備部 部長 都市整備部長</p> <p>建設復旧班長 土木課長 副班長 都市計画課長 宮崎建築課長 下水道課長</p> <p>担当課 土木課 都市計画課 宮崎建築課 下水道課</p> <p>●水道局 部長 水道局長</p> <p>水道班長 経営企画課長 副班長 施設課長</p> <p>担当課 経営企画課 施設課</p> <p>●消防対策部 部長 兼 弥彦総合事務組合消防本部班長</p> <p>消防班長 兼 消防班長 吉田消防班長 分水消防班長</p> <p>担当 各消防班 消防回本部</p> <p>・商工観光関係の被害調査に関すること ・商工観光団体との連絡調整に関すること ・被害対策のための労務者に関すること ・被災商工観光団体への誘導に関すること</p> <p>・農地、農作物及び農業用施設の災害対応、被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること ・被災農家の営農指導に関すること ・被災農家の災害融資に関すること ・農林畜水産物の採取出荷制奨に関すること</p> <p>・建物全般の災害予防、応急措置及び災害復旧に関すること ・交通途絶箇所・迂回路の公示及び交通規制の実務に関すること ・除雪に関すること ・応急仮設住宅建設に関すること ・応援協定締結先への依頼に関すること</p> <p>・飲料水の品質確保に関すること ・飲料水の確保及び供給に関すること ・応援協定締結先への依頼に関すること</p> <p>・災害時の救急救助活動に関すること ・傷病者の緊急輸送に関すること ・災害時の危険物施設の保安に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・住民への避難情報伝達・誘導に関すること ・災害状況の把握・情報収集に関すること ・消防団の動員及び連絡調整に関すること ・消防団の現場活動指揮に関すること ・緊急消防援助隊の派遣に関すること</p>	<p>●産業振興部 部長 産業振興部長</p> <p>商工観光班長 商工振興課長 副班長 観光振興課長</p> <p>担当課 商工振興課</p> <p>農政班長 農政課長 副班長 農業委員会事務局 局長</p> <p>担当課 農政課 農業委員会事務局</p> <p>●都市整備部 部長 都市整備部長</p> <p>建設復旧班長 土木課長 副班長 都市計画課長 宮崎建築課長 下水道課長</p> <p>担当課 土木課 都市計画課 宮崎建築課 下水道課</p> <p>●兼 弥彦総合事務組合 水道局</p> <p>●兼 弥彦総合事務組合 総務消防局</p> <p>・商工観光関係の被害調査に関すること ・商工観光団体との連絡調整に関すること ・被害対策のための労務者に関すること ・被災商工観光団体への誘導に関すること</p> <p>・農地、農作物及び農業用施設の災害対応、被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること ・被災農家の営農指導に関すること ・被災農家の災害融資に関すること ・農林畜水産物の採取出荷制奨に関すること</p> <p>・建物全般の災害予防、応急措置及び災害復旧に関すること ・公共交通の運営に関すること ・交通途絶箇所・迂回路の公示及び交通規制の実務に関すること ・除雪に関すること ・応急仮設住宅建設に関すること ・応援協定締結先への依頼に関すること</p> <p>・飲料水の品質確保に関すること ・飲料水の確保及び供給に関すること ・応援協定締結先への依頼に関すること</p> <p>・災害時の救急救助活動に関すること ・傷病者の緊急輸送に関すること ・災害時の危険物施設の保安に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・住民への避難情報伝達・誘導に関すること ・災害状況の把握・情報収集に関すること ・消防団の動員及び連絡調整に関すること ・消防団の現場活動指揮に関すること ・緊急消防援助隊の派遣に関すること</p>	<p>市の災害対応の現在の組織体制・職務に合わせた修正 前頁No.33の続き</p>

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
34	原子力	第3章第1節 災害対策本部等 の組織・運営	33	<p>5 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣等</p> <p>(1) 現地事故対策連絡会議</p> <p>市は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、現地災害対策本部員を派遣させ、各関係機関の情報を相互に共有するとともに、国、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について情報の共有を行う。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会</p>	<p>5 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣等</p> <p>(1) 現地事故対策連絡会議への出席等</p> <p>市は、原子力防災センター等で現地事故対策連絡会議が開催されるときは、現地災害対策本部員をこれに出席させ、各関係機関の情報を相互に共有するとともに、国、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて情報の共有を行う。</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会への出席等</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正
35	原子力	第3章第1節 災害対策本部等 の組織・運営	33	<p>6 国、県の職員及び専門家等の派遣要請</p> <p><u>(1) 原子力規制庁等の職員等の派遣要請</u></p> <p><u>市は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、原子力規制庁等に対して、専門的知識を有する職員等の派遣を要請する。</u></p>	<p>6 国、県の職員及び専門家等の派遣要請</p> <p><u>市は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、国に対し専門的知識を有する職員及び県に対し県の原子力災害対策本部員の派遣を要請する。</u></p> <p><u>また、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、災害対策本部への職員の派遣を要請する。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
35	原子力	第3章第1節 災害対策本部等 の組織・運営	33	<p><u>(2) 指定地方行政機関等の職員の派遣要請</u></p> <p><u>市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原災法第28条第3項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣もしくは知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。</u></p> <p><u>また、市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、同法第28条第6項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求める。</u></p> <p><u>(3) 原子力事業者の職員の派遣要請</u></p> <p><u>市長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、災害対策本部への職員の派遣を要請する。</u></p>	<u>(削除)</u>	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.35の続き
36	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	34	<u>(追加)</u>	<p><u>2 情報収集事態発生情報等の通報・連絡</u></p> <p><u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室(以下「合同情報連絡室」という。)は、情報収集事態の発生に伴い、県及び避難準備区域(U P Z)内の市町村に対して、合同情報連絡室立ち上げの通知を行うとともに、必要に応じて事態の進展に備え、情報連絡体制をとるよう要請する。</u></p>	第3章第1節2との整合による追加

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
37	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	34	<p>2 警戒事態発生情報の通報・連絡</p> <p>(2) <u>原子力規制委員会の情報提供</u></p> <p><u>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に対し情報提供を行う。</u></p>	<p>3 警戒事態発生時の連絡等</p> <p>(2) <u>県、国、防災関係機関相互の連絡</u></p> <p>① 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が<u>原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合は、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。</u></p> <p><u>また、原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に対し情報提供を行う。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 番号の繰り下げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
37	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	34	<p><u>(3) 防災関係機関相互との連絡</u></p> <p>市は、国、県及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び市民がとるべき行動の指針等について、市民に対して広報する。</p> <p>また、市は、国、県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。</p>	<p><u>② 国の事故警戒本部は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。</u></p> <p><u>さらに、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。</u></p> <p><u>この際併せて、気象情報を提供する。</u></p> <p><u>③ 市は、国、県及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び市民がとるべき行動の指針等について、市民に対して広報する。</u></p> <p>また、市は、国、県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.37の続き

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
38	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	34	<p>3 施設敷地緊急事態発生情報等の通報・連絡</p> <p>(1) <u>原子力関係法令等に基づく通報・連絡</u></p> <p>原子力発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市町村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送付する。</p> <p>(2) <u>原子力規制委員会</u>の連絡</p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、<u>事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、即時避難区域（PAZ）を含む市村及び県警察に連絡する。</u></p>	<p>4 施設敷地緊急事態発生情報等の通報・連絡</p> <p>(1) <u>施設敷地緊急事態発生情報の連絡等</u></p> <p>原子力発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市町村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送付する。<u>（原災法第10条に基づく通報）。</u></p> <p><u>さらに、市を含む主要な機関に対してはその着信を確認する。</u></p> <p>(2) <u>国の通報・連絡</u></p> <p>① 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）内に情報を共有する。</u></p> <p><u>国の事故対策本部は、県をはじめ、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び県警察に連絡することとする。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 番号の繰り下げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
38	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	34	<u>(追加)</u>	<p><u>② 国の事故対策本部は、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の準備（避難先や輸送手段の確保等）を、避難準備区域（UPZ）を含む市町に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請する。</u></p> <p><u>また、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。</u></p> <p><u>③ 県及び即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故警戒本部等において、要請内容の判断のため事前の状況把握を行うとともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び即時避難区域（PAZ）避難準備区域（UPZ）を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針</u> <u>・避難ルート、避難先の概要</u> <u>・移動手手段の確保見込み</u> <u>・その他必要な事項</u> 	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.38の続き

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
38	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	34	<p><u>(3) 内閣府の連絡</u></p> <p>原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに<u>原子力防災専門官</u>へ連絡する。</p> <p><u>また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、原子力規制委員会、重点区域を含む市町村に連絡する。</u></p> <p>(4) 県の連絡</p> <p>県は、原子力防災管理者、<u>原子力規制委員会</u>及び<u>原子力防災専門官</u>から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。</p>	<p>④ 原子力<u>運転</u>検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに<u>国の事故対策本部</u>へ連絡する。</p> <p>⑤ <u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部</u>（以下「国の事故現地対策本部」という。）は、県、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）内の市町村に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう市民等への注意喚起を行うよう要請する。</p> <p>(3) 県の連絡</p> <p>県は、原子力防災管理者、<u>国の事故対策本部</u>及び<u>国の事故現地対策本部</u>から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係する防災関係機関に連絡するとともに、防災無線の一斉通報FAX等により、市町村及び消防本部に通報する。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.38の続き

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
39	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保		<u>(追加)</u>	<p>5 全面緊急事態における連絡等</p> <p><u>(1) 原子力防災管理者は、全面緊急事態が発生した場合、県、市町村及び国に、直ちに通報する。</u></p> <p><u>(2) 国の事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案並びに県及び関係市町村の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付する。</u></p> <p><u>(3) 県及び即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村等が全面緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。</u></p> <p><u>① 即時避難区域（PAZ）内の避難者の数及び避難の方針</u></p> <p><u>② 避難準備区域（UPZ）内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</u></p> <p><u>③ 避難ルート、避難先の概要</u></p> <p><u>④ 移動手段の確保の見込み</u></p> <p><u>⑤ その他必要な事項</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
40	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	36	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部が設置されている場合に限る。 </p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項、東京電力ホールディングス(株)と市町村との安全協定等に基づく通報経路(発電所内での事象発生時の通報経路)</p> <p> : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡) : 電話等による連絡 ※防災関係機関 : 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」、新潟県地域防災計画(資料編)の防災組織に関する資料に掲げる表中の「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」 </p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
41	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	37	<p>4 応急対策活動情報等の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁、県及び重点区域を含む市町村に連絡を行う。</p>	<p>6 応急対策活動情報等の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① (略)</p> <p><u>また、原子力事業者は、上記以外の市町村に対し、安全協定に基づき、定期的に文書により状況を連絡する。</u></p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁、県及び即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村に連絡を行う。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 番号の繰り下げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
41	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	37	<p>② 市は、国の現地対策本部、県、<u>重点区域</u>を含む市町村、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター等に設置される原子力災害合同対策協議会において、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各機関が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>③ <u>市は</u>、原子力防災センターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。</p> <p>(3) 災害情報の連絡</p> <p>① 原子力防災専門官は、原子力防災センター等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、<u>重点区域</u>を含む市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間の連絡・調整等を引き続き行う。</p>	<p>② 市は、国の現地対策本部、県、<u>即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）</u>を含む市町村、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター等に設置される原子力災害合同対策協議会において、原子力発電所の状況の把握、<u>緊急時</u>モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各機関が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。<u>また</u>、原子力防災センターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。</p> <p>(3) 災害情報の連絡</p> <p>① 原子力防災専門官は、原子力防災センター等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、<u>即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）</u>を含む市町村、その他防災関係機関及び原子力事業者との間の連絡・調整等を引き続き行う。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.41の続き

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
41	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	37	② 原子力規制委員会は、一般回線が使用できない場合において、県、 <u>重点区域</u> を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。	② 原子力規制委員会は、一般回線が使用できない場合において、県、 <u>即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）</u> を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.41の続き
42	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	37	<u>5 通信の確保</u> <u>(追加)</u>	<u>7 通信の確保等</u> <u>(3) 国からの指示等の伝達</u> <u>国の原子力災害対策本部は、県、即時避難区域（PAZ）・避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達することとされており、県は伝達された内容を市町村及び消防本部に連絡する。</u>	新潟県地域防災計画との整合による修正 番号の繰り下げ
43	原子力	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保		<u>(追加)</u>	<u>8 一般回線が使用できない場合の対処</u> <u>市は、地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。</u>	新潟県地域防災計画との整合による修正

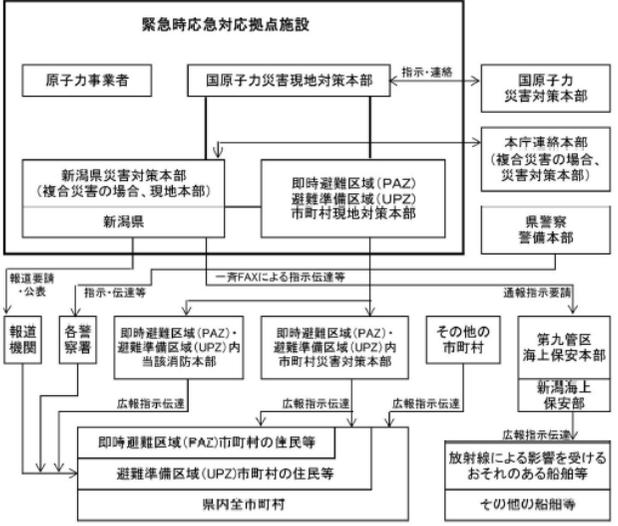
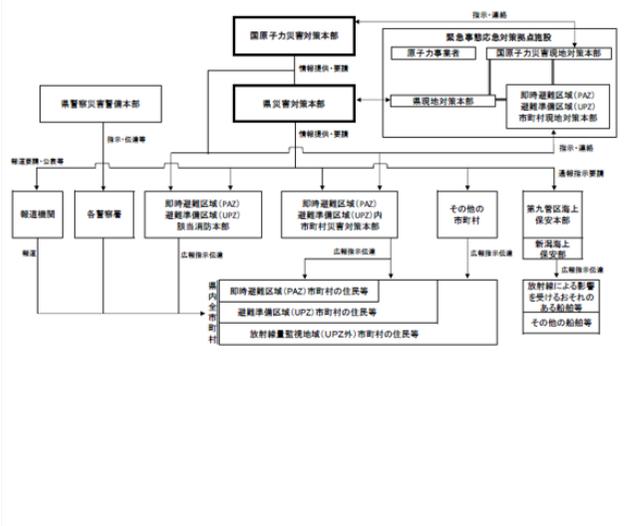
新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
44	原子力	第3章第3節 広域的応援対応	38	<p>2 応援要請</p> <p>(2) 新潟県広域消防相互応援協定に基づく要請 市長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市長村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請を行う。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の出動要請 <u>市</u>は、必要があると判断した場合は、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。</p>	<p>2 応援要請</p> <p>(2) 新潟県広域消防相互応援協定に基づく要請 <u>燕・弥彦総合事務組合の管理者である</u>市長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市長村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請を行う。</p> <p>(3) 緊急消防援助隊の出動要請 <u>燕・弥彦総合事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）</u>は、必要があると判断した場合は、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。</p>	消防本部の組織の明確化
45	原子力	第3章第4節 市民等への的確な情報伝達活動	39	<p>2 迅速かつ的確な情報提供</p> <p>(3) 市民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮 市は、役割に応じて市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、<u>農林水産物の放射性物質調査</u>の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの、市及び関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路、避難場所など市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p>	<p>2 迅速かつ的確な情報提供</p> <p>(3) 市民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮 市は、役割に応じて市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、<u>緊急時</u>モニタリングの結果等）、<u>飲食物の放射性核種濃度測定</u>の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの<u>情報</u>、市及び関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路、避難場所など市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
45	原子力	第3章第4節 市民等への的確な情報伝達活動	39	<p>(5) 多様な媒体の活用</p> <p>市は、情報伝達にあたって、総合防災情報システム、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。</p> <p>また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>避難場所にいる被災者</u>は、情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p>	<p>(5) 多様な媒体の活用</p> <p>市は、情報伝達にあたって、<u>新潟県</u>総合防災情報システム、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。</p> <p>また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は、情報を得る手段が限られていることから、<u>被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.45の続き

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
46	原子力	第3章第4節 市民等への的確な情報伝達活動	40			新潟県地域防災計画との整合による修正
47	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難等の防護措置	41	<p><u>(追加)</u></p>	<p>2 避難・屋内退避等の指標</p> <p><u>放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、市民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。</u></p> <p><u>これらの避難・屋内退避等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
48	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難 等の防護措置	41	<p>2 屋内退避、避難等の防護措置の実施基準</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態が発生した時の措置</p> <p>市は、原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合は、避難準備区域（UPZ）<u>の市民等に対し、屋内退避準備情報を発令する。</u></p> <p>(3) 全面緊急事態に至った時の措置</p> <p>市は、原子力発電所において全面緊急事態に至った場合は、避難準備区域（UPZ）の市民等に対し、<u>屋内退避</u>の指示を行うとともに、避難準備区域（UPZ）より以遠の市民等に対し、屋内退避準備情報を発令する。</p>	<p>3 屋内退避、避難等の防護措置の実施</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態が発生した時の措置</p> <p>市は、原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合は、<u>国の要請等により、県とともに、避難準備区域（UPZ）内における屋内退避の準備を行うとともに、避難準備区域（UPZ）外においては、避難した施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行う。</u></p> <p>(3) 全面緊急事態に至った時の措置</p> <p>市は、原子力発電所において全面緊急事態に至った場合は、<u>国の要請等により、避難準備区域（UPZ）の市民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）</u>の指示を行うとともに、避難準備区域（UPZ）より以遠の市民等に対し、屋内退避準備情報を発令する。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 番号の繰り下げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
48	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難 等の防護措置	41	<u>(追加)</u>	<p><u>(4) 放射性物質が放出された場合の措置</u></p> <p><u>市は、放射性物質が放出された場合、県からの指示等により、市民等に対する屋内退避又は避難の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県及び他市町村と連携し国に要請する。</u></p> <p><u>また、避難・屋内退避の措置を講じる場合には、県及び国と協力し、市民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間帯を勘案して対応する。</u></p> <p><u>なお、屋内退避、避難等の判断に必要な情報が十分に得られない場合は、県とともに屋内退避又は即時避難を行うことを検討する。</u></p> <p><u>(5) 複合災害が発生した場合の措置</u></p> <p><u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.48の続き

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
48	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難 等の防護措置	41	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4) 情報が十分に得られない時等の措置</u> <u>(追加)</u></p>	<p><u>(6) 避難が危険を伴う場合の措置</u> 市は、<u>避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合等やむを得ない時は、居住者等に対し、屋内での退避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとされている。</u></p> <p><u>(7) 自然災害等による緊急の避難等が必要な場合の措置</u> 市は、<u>国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。その際には、市は県及び国と緊密な連携を図るものとする。</u></p> <p><u>(8) 情報が十分に得られない時等の措置</u></p> <p><u>(9) 避難・屋内退避等の指示の周知</u> 市は、<u>一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.48の続き

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
48	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難 等の防護措置	41	<u>(追加)</u>	<p><u>(10) 避難・一時移転の際の事前の状況把握</u> <u>市は、避難・一時移転を実施するにあたり、</u> <u>次の事項について、原子力災害合同対策協議会</u> <u>等において、指示内容の判断のため事前の状況</u> <u>把握等を行うとともに、指示後においても同協</u> <u>議会等において防護措置の実施状況等の共有を</u> <u>図るなど、県と国及び他市町村とともに実施す</u> <u>る対策について相互に協力する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・避難準備区域（UPZ）内の避難・一時移転</u> <u>の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移</u> <u>転の方針</u> <u>・避難ルート、避難先の概要</u> <u>・移動手段の確保見込み</u> <u>・その他必要な事項</u> 	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.48の続き
49	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難 等の防護措置	42	<u>3</u> 屋内退避、避難の実施	<u>4</u> 屋内退避、避難の実施に係る指示等	新潟県地域防災計画との整合による修正 番号の繰り下げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
50	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難 等の防護措置	43	<p>4 要配慮者等の支援</p> <p>(2) 屋内退避及び避難誘導支援</p> <p>市は、原子力発電所で施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、屋内退避等の指示があった等の場合は、在宅の要配慮者の屋内退避・避難誘導を<u>避難行動要支援者個別計画</u>に基づき、近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により迅速、円滑かつ確実に実施する。</p>	<p>5 要配慮者等の支援</p> <p>(2) 屋内退避及び避難誘導支援</p> <p>市は、原子力発電所で施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生し、屋内退避等の指示があった等の場合は、在宅の要配慮者の屋内退避・避難誘導を<u>燕市避難支援プラン全体計画</u>に基づき、近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助により迅速、円滑かつ確実に実施する。</p>	実際の計画名に合わせた修正 番号の繰り下げ
51	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難 等の防護措置	43	<p><u>(追加)</u></p>	<p>6 感染症流行下での防護措置</p> <p><u>市は、新型コロナウイルスのような感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の防護措置を行う。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正
52	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難 等の防護措置	43	<p>5 避難所の運営</p> <p>市及び避難市町村は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、避難所等の運営を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>7 避難所等の開設・運営等</p> <p>市及び避難市町村は、<u>緊急時に必要に応じて</u>、自治会や自主防災組織等の協力を得て、避難所等の<u>開設・運営</u>を行う。</p> <p>(5) 感染症対策の実施</p> <p><u>市は、避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正 番号の繰り下げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
53	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難 等の防護措置	44	6 屋内退避者・避難者の生活支援 (5) 要配慮者への配慮 市は、 <u>避難所等施設管理者の指示により</u> 、自治会や自主防災組織を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら物資を配布する。	8 屋内退避者・避難者の生活支援 (5) 要配慮者への配慮 市は、自治会や自主防災組織等を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら物資を配布する。	新潟県地域防災計画との整合による修正 番号の繰り下げ
54	原子力	第3章第5節 屋内退避・避難 等の防護措置	44	7 屋内退避・避難指示の解除	9 屋内退避・避難指示の解除	番号の繰り下げ
55	原子力	第3章第6節 治安の確保	45	2 警戒区域の設定等 (2) 実効性を上げるための措置 市は、避難を <u>勧告又は</u> 指示した区域について、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、 <u>勧告及び</u> 指示の実効性を上げるために必要な措置をとるよう <u>国、県、県警察等に要請するなど</u> 、関係機関と連携した運用体制を確立する。	2 警戒区域の設定等 (2) 実効性を上げるための措置 市は、避難を指示した区域について、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示の実効性を上げるために必要な措置 <u>について</u> 、関係機関と連携した運用体制を確立する。	新潟県地域防災計画との整合による修正
56	原子力	第3章第7節 飲料水、飲食物 の摂取制限、農 林水産物等の摂 取及び出荷制限	46	第7節 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の<u>摂取</u>及び出荷制限	第7節 飲食物の摂取制限<u>及び</u>出荷制限、農林水産物等の<u>採取</u>及び出荷制限	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
57	原子力	第3章第7節 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の摂取及び出荷制限	46	<p>2 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>市は、国の<u>指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査</u>に基づいた県の指示を受けた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置及びこれらの解除について、市民等への周知徹底及び注意喚起を図る。</p> <p>3 農林水産物の摂取及び出荷制限</p> <p>市は、国の指導・助言及び指示に基づき、<u>県から次のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう</u>指示を受けた場合は、県からの指示内容を周知するとともに、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者に対し、これらの措置を講じるよう指示する。</p> <p>(2) 農林水産物等の採取、<u>漁獲の禁止</u></p>	<p>2 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>市は、国の指示及び<u>要請並びに飲食物の放射性核種濃度測定調査</u>に基づいた県の指示を受けた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限、<u>出荷制限</u>及びこれらの解除について、市民等への周知徹底及び注意喚起を図る。</p> <p><u>また、</u>市は、国の指示及び<u>要請</u>に基づいた<u>県からの措置の</u>指示を受けた場合は、県からの指示内容を周知するとともに、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者に対し、これらの措置を講じるよう指示する。</p> <p>(2) 農林水産物等の採取</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正及び実態に合わせた修正
58	原子力	第3章第7節 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物等の摂取及び出荷制限	46	<p>4 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>市は、県から飲料水、飲食物の摂取制限等の措置をとるよう指示を受けたときは、燕市地域防災計画（風水害等対策編）第3章第22節「食料供給計画」、同章第23節「生活等必需品等供給計画」及び同章第32節「給水・上水道施設応急対策」に基づき、県と協力して市民等への代替飲食物の供給などの応急措置を講ずる。</p>	<p>3 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>市は、県から飲料水、飲食物の摂取制限等の措置をとるよう指示を受けたときは、燕市地域防災計画（風水害等対策編）第3章第23節「食料供給計画」、同章第24節「生活等必需品等供給計画」及び同章第33節「給水・上水道施設応急対策」に基づき、県と協力して市民等への代替飲食物の供給などの応急措置を講ずる。</p>	記載の適正化 番号の繰り上げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由																				
59	原子力	第3章第8節 緊急輸送活動	47	<p>2 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <table border="1"> <tr> <td>第1順位</td> <td>人命救助、救急活動に必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送</td> </tr> <tr> <td>第4順位</td> <td>市民の生活を確保するために必要な物資の輸送</td> </tr> <tr> <td>第5順位</td> <td>その他災害応急対策のために必要な輸送</td> </tr> </table>	第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送	第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	第3順位	災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送	第4順位	市民の生活を確保するために必要な物資の輸送	第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送	<p>2 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <table border="1"> <tr> <td>第1順位</td> <td>人命救助、救急活動に必要な輸送、<u>市の現地対策本部長等</u></td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送</td> </tr> <tr> <td>第4順位</td> <td>市民の生活を確保するために必要な物資の輸送</td> </tr> <tr> <td>第5順位</td> <td>その他災害応急対策のために必要な輸送</td> </tr> </table>	第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、 <u>市の現地対策本部長等</u>	第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送	第3順位	災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送	第4順位	市民の生活を確保するために必要な物資の輸送	第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送	新潟県地域防災計画との整合による修正
第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送																									
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送																									
第3順位	災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送																									
第4順位	市民の生活を確保するために必要な物資の輸送																									
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送																									
第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、 <u>市の現地対策本部長等</u>																									
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送																									
第3順位	災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送																									
第4順位	市民の生活を確保するために必要な物資の輸送																									
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送																									
60	原子力	第3章第8節 緊急輸送活動	48	<p>4 輸送体制</p> <p>(1) 陸路による輸送</p> <p><u>② 市は、県警察と協議のうえ、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定する。</u></p> <p><u>③ (略)</u></p> <p><u>④ 市は、鉄道によって輸送する場合は、県及び鉄道事業者と協議して行う。</u></p> <p>(2) 空路による輸送</p> <p><u>① 市は、災害応急対策要員、医療従事者、防災活動資機材、医薬品等の輸送のため必要があると認めるときは、県、県警察、自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの出動を要請する。</u></p> <p><u>② (略)</u></p>	<p>4 輸送体制</p> <p>(1) 陸路による輸送</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>② (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 空路による輸送</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正																				

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
60	原子力	第3章第8節 緊急輸送活動	48	<u>(3) 海路による輸送</u> <u>市及び県は、陸路による輸送が困難な場合、又は重量かつ大量な緊急物資、復旧資材の運搬等海路による輸送がより効果的な場合には、必要に応じ、指定公共機関及び指定地方公共機関に協力を求め、さらに必要があれば、海上自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸信越運輸局の協力のもと、海路による輸送を実施する。</u>	<u>(削除)</u>	新潟県地域防災計画との整合による修正 前頁No.60の続き
61	原子力	第3章第9節 救助・救急及び 消火活動	49	担当：燕・弥彦総合事務組合 消防本部	担当：燕・弥彦総合事務組合 総務消防局	組織名の変更に伴う修正
62	原子力	第3章第9節 救助・救急及び 消火活動	49	1 計画の方針 <u>市</u> は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、防災関係機関相互の緊密な協力体制により、救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施する。	1 計画の方針 <u>消防本部</u> は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、防災関係機関相互の緊密な協力体制により、救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施する。	活動する機関の修正
63	原子力	第3章第9節 救助・救急及び 消火活動	49	2 救助・救急及び消火活動 (1) 資機材の確保 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。	2 救助・救急及び消火活動 (1) 資機材の確保 市 <u>及び消防本部</u> は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。	活動する機関の追加

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
63	原子力	第3章第9節 救助・救急及び 消火活動	49	<p>(2) 応援要請</p> <p>市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、県内各市町村、原子力事業者等に対し、救助・救急及び消火活動について応援を要請する。</p> <p>(3) 広域消防応援隊等の出動要請</p> <p>市は、市内の消防力では対応できないと判断した場合は、次の事項に留意して、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を県を通じて消防庁等に要請する。</p>	<p>(2) 応援要請</p> <p>市及び消防本部は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、県内各市町村、原子力事業者等に対し、救助・救急及び消火活動について応援を要請する。</p> <p>(3) 広域消防応援隊等の出動要請</p> <p>市及び消防本部は、市内の消防力では対応できないと判断した場合は、次の事項に留意して、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を県を通じて消防庁等に要請する。</p>	活動する機関の追加 前頁No.63の続き
64	原子力	第3章第9節 救助・救急及び 消火活動	49	<p>3 空からの救助・救急活動</p> <p>(1) 航空機・ヘリコプターの活用</p> <p>市は、航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動を行うために、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、航空機やヘリコプターを保有する機関と協力して迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。</p>	<p>3 空からの救助・救急活動</p> <p>(1) 航空機・ヘリコプターの活用</p> <p>市は、<u>救助機関等による</u>航空機やヘリコプターを活用した救助・救急活動が行われる場合に備え、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、航空機やヘリコプターを保有する機関と協力して迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正
65	原子力	第3章第10節 防災業務関係者 防護対策	50	<p>1 計画の方針</p> <p>市は、緊急時において、<u>市民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、放射線モニタリング及び医療措置等に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保するため、</u>防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>市は、緊急時において、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。</p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
66	原子力	第3章第10節 防災業務関係者 防護対策	50	2 防災業務関係者の安全確保 (3) 防災業務関係者の放射線防護 ① 市は、防災業務関係者の 被ばく管理 については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。	2 防災業務関係者の安全確保 (3) 防災業務関係者の放射線防護 ① 市は、防災業務関係者の 放射線防護 については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。	新潟県地域防災計画との整合による修正
67	原子力	第3章第11節 核燃料物質等の 事業所外運搬中 の事故に対する 応急対策	51	2 原子力事業者等の活動 (2) 災害発生・拡大防止措置等 ③ 緊急時 モニタリングの実施	2 原子力事業者等の活動 (2) 災害発生・拡大防止措置等 ③ 環境放射線 モニタリングの実施	新潟県地域防災計画との整合による修正
68	原子力	第3章第11節 核燃料物質等の 事業所外運搬中 の事故に対する 応急対策		<u>(追加)</u>	3 国の活動 <u>国は、事故の報告等を受けた場合、必要な体制を整え、情報収集、外部機関による支援を含む事故の現場での放射線モニタリングや傷病者への対処、関係機関間の連絡調整、外部への情報発信等を実施する。</u>	新潟県地域防災計画との整合による修正
69	原子力	第3章第11節 核燃料物質等の 事業所外運搬中 の事故に対する 応急対策	51	3 消防機関の活動	4 消防機関の活動	番号の繰り下げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
70	原子力	第3章第11節 核燃料物質等の 事業所外運搬中 の事故に対する 応急対策	51	<u>4</u> 警察機関の活動	<u>5</u> 警察機関の活動	番号の繰り下げ
71	原子力	第3章第11節 核燃料物質等の 事業所外運搬中 の事故に対する 応急対策		<u>(追加)</u>	<u>6 県の活動</u> <u>県は、事故の通報を受けた場合、直ちに消防</u> <u>庁に即報するとともに、事故の状況の把握に努</u> <u>め、国の主体的な指導のもと、市町村、消防及</u> <u>び警察機関の協力を得て、必要に応じて事故現</u> <u>場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要措置</u> <u>を講じる。</u>	新潟県地域防災計 画との整合による 修正
72	原子力	第3章第11節 核燃料物質等の 事業所外運搬中 の事故に対する 応急対策	52	<u>5</u> 市の活動	<u>7</u> 市の活動	番号の繰り下げ

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
73	原子力	第3章第11節 核燃料物質等の 事業所外運搬中 の事故に対する 応急対策	52	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時)</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
74	原子力	第3章第12節 広域避難者の受 入れ	53	<p>1 計画の方針</p> <p>市は、近隣市町村と協力し、<u>原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針（以下「県行動指針」という。）</u>及び避難自治体があらかじめ作成した避難計画に基づき、広域避難の受入れ体制を整備する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>市は、近隣市町村と協力し、<u>県広域避難計画</u>及び避難自治体があらかじめ作成した避難計画に基づき、広域避難の受入れ体制を整備する。</p>	新潟県原子力災害 広域避難計画策定 に伴う修正
75	原子力	第3章第12節 広域避難者の受 入れ	53	<p>3 緊急事態区分及び運用上の介入レベル（O I L）に基づく受入れ</p> <p>(2) 運用上の介入レベル（O I L）に基づく受入れ</p> <p>市は、国、県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの結果を受け、避難市町村に対して避難指示等が発令された場合は、<u>県行動指針</u>に基づき、近隣市町村と協力し、避難市町村の住民を受入れるものとする。</p>	<p>3 緊急事態区分及び運用上の介入レベル（O I L）に基づく受入れ</p> <p>(2) 運用上の介入レベル（O I L）に基づく受入れ</p> <p>市は、国、県及び原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの結果を受け、避難市町村に対して避難指示等が発令された場合は、<u>県広域避難計画</u>に基づき、近隣市町村と協力し、避難市町村の住民を受入れるものとする。</p>	新潟県原子力災害 広域避難計画策定 に伴う修正
76	原子力	第4章第1節 複合災害時にお ける災害対策本 部の組織・運営	54	<p>3 警戒本部等の設置</p> <p><u>(1) 設置基準</u></p> <p><u>市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、災害対策本部の設置準備のため、副市長を本部長とする警戒本部を設置する。</u></p> <p><u>(2) 警戒本部（本部室）の設置場所</u></p> <p><u>本部は、市役所会議室301に設置する。</u></p> <p><u>(3) 組織、所管事務及び廃止</u></p> <p><u>第3章第1節3(3)、(4)、(5)に準じる。</u></p>	<p>3 警戒本部の設置</p> <p><u>第3章第1節3に準じる。</u></p>	新潟県地域防災計 画との整合による 修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
77	原子力	第4章第1節 複合災害時における災害対策本部の組織・運営	54	<p>4 災害対策本部等の設置</p> <p><u>(1) 設置基準</u> 市長は、<u>第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>(2) 災害対策本部（本部室）の設置場所</u> 本部は、<u>市役所会議室301に設置する。</u></p> <p><u>(3) 本部の組織及び事務分掌</u> 災害対策本部の組織は、<u>別表1（28頁）のとおりとし、事務分掌は別表3のとおりとする。</u></p> <p><u>(4) 会議の開催及び廃止</u> 第3章第1節4(4)、(5)に準じる。</p> <p><u>(5) 現地対策本部</u> ① <u>本部長は、災害対策本部の設置と同時に、災害対策本部の事務の一部を行うため、副市長を本部長とする現地対策本部を原子力防災センターに設置する。</u> ② <u>原子力防災センターでの主要な災害応急対策が概ね終了した場合又は災害対策本部を廃止した場合は、現地対策本部を廃止する。</u></p>	<p>4 災害対策本部の設置</p> <p><u>第3章第1節4に準じる。</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由														
78	原子力	第4章第1節 複合災害時における災害対策本部の組織・運営	55	<p>別表3*</p> <p>災害対策本部の事務分掌*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署課等*</th> <th>事務分掌*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> ●災害対策本部事務局* 局長 総務部長* 班長 防災課長 副班長 防災課主幹* </td> </tr> <tr> <td> ・総務グループ【防災課 総務班】* ・情報グループ【企画総務班】* ・食料・物資グループ【用地管理班】* ・被災者・避難所支援グループ* 【社会福祉課・学校教育課・子育て支援課】* ・救急・インフラ対策グループ【都市計画課】* ・保健衛生グループ* 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】* ・生活再建グループ* 【防災課・管線建設課・商工振興課・農政課】* </td> <td> ・事務局開設準備(会議室301)に関すること* ・市長への報告に関すること* ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関すること* ・各部の統括に関すること* ・関係機関との当初の連絡調整に関すること* ・被害状況等の調査、把握に関すること* ・被害状況や気象情報を予測し、今後の予報分析と体制整備に関すること* ・災害対策本部会議に向けた準備に関すること* ・原子力現地対策本部との連絡調整に関すること* </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> ●総務部* 部長 総務部長* 副部長 議会事務局長* </td> </tr> <tr> <td> 総務総務班長* 総務課長* 担当課* 総務課* (防災課)* </td> <td> ・各対策部の職員集計状況の確認に関すること* ・避難所の開設に関すること* ・屋内退避及び避難情報発令に関すること* ・住民等への情報提供に関すること* ・収容先等、マスコミ対応に関すること* ・自衛隊派遣に関すること* ・広域協定に基づく支援に関すること(他部との調整)* ・気象情報の収集等に関すること* ・各市防災会議との連絡調整に関すること* ・災害救助法等の適用申請に関すること* ・被災者生活再建支援法に関すること* ・被災者台帳の作成に関すること* ・他の部で履きこなすこと* </td> </tr> <tr> <td> 食料物資班長* 用地管理班長* 担当課* 用地管理課* </td> <td> ・災害時の車両の確保に関すること* ・災害時の輸送に関すること* ・市役所庁舎及び市有財産の被害調査に関すること* ・広域協定締結先への依頼に関すること* ・食料及び物資の調達と配布に関すること* ・救急物資納入場所の確保と配布に関すること* </td> </tr> <tr> <td> 議会渉外班長* 議事課長* 担当課* 議事課* </td> <td> ・市議会との連絡調整に関すること* ・調査団、視察団等の受入れに関すること* </td> </tr> </tbody> </table>	部署課等*	事務分掌*	●災害対策本部事務局* 局長 総務部長* 班長 防災課長 副班長 防災課主幹*		・総務グループ【防災課 総務班】* ・情報グループ【企画総務班】* ・食料・物資グループ【用地管理班】* ・被災者・避難所支援グループ* 【社会福祉課・学校教育課・子育て支援課】* ・救急・インフラ対策グループ【都市計画課】* ・保健衛生グループ* 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】* ・生活再建グループ* 【防災課・管線建設課・商工振興課・農政課】*	・事務局開設準備(会議室301)に関すること* ・市長への報告に関すること* ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関すること* ・各部の統括に関すること* ・関係機関との当初の連絡調整に関すること* ・被害状況等の調査、把握に関すること* ・被害状況や気象情報を予測し、今後の予報分析と体制整備に関すること* ・災害対策本部会議に向けた準備に関すること* ・原子力現地対策本部との連絡調整に関すること*	●総務部* 部長 総務部長* 副部長 議会事務局長*		総務総務班長* 総務課長* 担当課* 総務課* (防災課)*	・各対策部の職員集計状況の確認に関すること* ・避難所の開設に関すること* ・屋内退避及び避難情報発令に関すること* ・住民等への情報提供に関すること* ・収容先等、マスコミ対応に関すること* ・自衛隊派遣に関すること* ・広域協定に基づく支援に関すること(他部との調整)* ・気象情報の収集等に関すること* ・各市防災会議との連絡調整に関すること* ・災害救助法等の適用申請に関すること* ・被災者生活再建支援法に関すること* ・被災者台帳の作成に関すること* ・他の部で履きこなすこと*	食料物資班長* 用地管理班長* 担当課* 用地管理課*	・災害時の車両の確保に関すること* ・災害時の輸送に関すること* ・市役所庁舎及び市有財産の被害調査に関すること* ・広域協定締結先への依頼に関すること* ・食料及び物資の調達と配布に関すること* ・救急物資納入場所の確保と配布に関すること*	議会渉外班長* 議事課長* 担当課* 議事課*	・市議会との連絡調整に関すること* ・調査団、視察団等の受入れに関すること*	(削除)	別表2と同じため 削除
部署課等*	事務分掌*																			
●災害対策本部事務局* 局長 総務部長* 班長 防災課長 副班長 防災課主幹*																				
・総務グループ【防災課 総務班】* ・情報グループ【企画総務班】* ・食料・物資グループ【用地管理班】* ・被災者・避難所支援グループ* 【社会福祉課・学校教育課・子育て支援課】* ・救急・インフラ対策グループ【都市計画課】* ・保健衛生グループ* 【健康づくり課・長寿福祉課・生活環境課】* ・生活再建グループ* 【防災課・管線建設課・商工振興課・農政課】*	・事務局開設準備(会議室301)に関すること* ・市長への報告に関すること* ・即断即決が必要な緊急事態への対応に関すること* ・各部の統括に関すること* ・関係機関との当初の連絡調整に関すること* ・被害状況等の調査、把握に関すること* ・被害状況や気象情報を予測し、今後の予報分析と体制整備に関すること* ・災害対策本部会議に向けた準備に関すること* ・原子力現地対策本部との連絡調整に関すること*																			
●総務部* 部長 総務部長* 副部長 議会事務局長*																				
総務総務班長* 総務課長* 担当課* 総務課* (防災課)*	・各対策部の職員集計状況の確認に関すること* ・避難所の開設に関すること* ・屋内退避及び避難情報発令に関すること* ・住民等への情報提供に関すること* ・収容先等、マスコミ対応に関すること* ・自衛隊派遣に関すること* ・広域協定に基づく支援に関すること(他部との調整)* ・気象情報の収集等に関すること* ・各市防災会議との連絡調整に関すること* ・災害救助法等の適用申請に関すること* ・被災者生活再建支援法に関すること* ・被災者台帳の作成に関すること* ・他の部で履きこなすこと*																			
食料物資班長* 用地管理班長* 担当課* 用地管理課*	・災害時の車両の確保に関すること* ・災害時の輸送に関すること* ・市役所庁舎及び市有財産の被害調査に関すること* ・広域協定締結先への依頼に関すること* ・食料及び物資の調達と配布に関すること* ・救急物資納入場所の確保と配布に関すること*																			
議会渉外班長* 議事課長* 担当課* 議事課*	・市議会との連絡調整に関すること* ・調査団、視察団等の受入れに関すること*																			

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
78	原子力	第4章第1節 複合災害時における災害対策本部の組織・運営	56	<p>●企画財政部</p> <p>部長 企画財政部長</p> <p>副部長 企画財政部主幹</p> <p>情報収集班長 企画財政課長 副班長 他部署課長 監査委員事務局</p> <p>担当課 企画財政課(企画) 他部署課 監査委員事務局</p> <p>財務出納班長 会計課長 担当課 会計課 企画財政課(財政)</p> <p>●市民生活部</p> <p>部長 市民生活部長</p> <p>副部長 高 弥彦総合事務組合事務局長</p> <p>被災調査班長 税務課長 副班長 取組課長 市民課長</p> <p>担当課 税務課 取組課 市民課</p> <p>環境衛生班長 生活環境課長 担当課 生活環境課 衛生センター</p> <p>・災害情報の記録、取りまとめに関すること ・防災関係機関への情報収集に関すること ・住民等からの問い合わせ対応に関すること ・災害直撃写真の撮影と転載に関すること ・災害直撃誌の編集に関すること</p> <p>・災害復旧の予算措置に関すること ・災害時の出納に関すること ・義援金の受入及び配分に関すること</p> <p>・家屋の被害確認に関すること ・罹災証明書発行に関すること ・被災者台帳の作成に関すること ・避難所運営班の応対に関すること</p> <p>・災害時の衛生対策に関すること ・公共交通の運営に関すること ・埋蔵に関すること ・避難所運営班の応対に関すること ・避難所検査及び簡易除染の協力に関すること ・避難所周辺の大気中の汚染状況調査に関すること ・県の緊急時モニタリングに対する協力に関すること</p>	(削除)	別表2と同じため 削除 前頁No.78の続き

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
78	原子力	第4章第1節 複合災害時における災害対策本部の組織・運営	57	<p>●健康福祉部</p> <p>部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部副部長</p> <p>避難所運営班長 社会福祉課長 担当課 社会福祉課</p> <p>要支援者班長 長寿福祉課長 担当課 長寿福祉課</p> <p>医療班長 健康づくり課長 副班長 保険年金課長 担当課 健康づくり課 保険年金課</p> <p>●産業振興部</p> <p>部長 産業振興部長</p> <p>商工観光班長 商工振興課長 担当課 商工振興課</p> <p>農政班長 農政課長 副班長 農業委員会事務局 局長 担当課 農政課 農業委員会事務局</p> <p>●都市整備部</p> <p>部長 都市整備部長</p> <p>建設班班長 土木課長 副班長 都市計画課長 営繕建築課長 下水道課長 担当課 土木課 都市計画課 営繕建築課 下水道課</p> <p>・避難所の管理運営に関する事 ・福祉避難所の設置に関する事 ・燕市社会福祉協議会と連携してのボランティア募入に関する事 ・生業に必要な資金の貸付に関する事 ・保護世帯及び要保護世帯等の救助に関する事 ・燕市民生委員・児童委員との連絡調整に関する事</p> <p>・避難行動要支援者の被害調査及び対応に関する事 ・緊急入所等の実施に関する事 ・在宅避難者の支援にかんする事</p> <p>・市内医療機関の被害状況等の調査に関する事 ・救護所の設置運営に関する事 ・傷病者の収容に関する事 ・応急救護及び各種予防治療に関する事 ・災害時の防疫に関する事 ・燕市医師会、燕市歯科医師会との連絡調整に関する事 ・DMAT等の外部医療関係団体との連絡調整に関する事 ・緊急被災医療の協力に関する事 ・安定ヨウ素剤の配布、服用に関する事</p> <p>・商工観光関係の被害調査に関する事 ・商工観光団体との連絡調整に関する事 ・被害対策のための労務者に関する事 ・被災商工観光団体への連絡に関する事</p> <p>・農地、農作物及び農業用施設の災害対応、被害調査、応急措置及び災害復旧に関する事 ・山火災害の巡視に関する事 ・被災農家の営農指導に関する事 ・被災農家の災害調査に関する事 ・農林畜水産物の取り扱い出荷制限に関する事</p> <p>・道路・橋梁その他公共土木施設及び都市施設の被害調査及び危険対策に関する事 ・同上施設のアウトロー、災害対策、応急措置及び災害復旧に関する事 ・建物全般の被害予防、応急措置及び災害復旧に関する事 ・交通途絶箇所・迂回路の公示及び交通規制の実務に関する事 ・道路等の障害物除去に関する事 ・除雪に関する事 ・応急仮設住宅建設に関する事 ・下水道施設の災害対策、応急措置、被害状況及び災害復旧に関する事 ・漏水対策に関する事 ・応急固定連絡先への依頼に関する事</p>	(削除)	別表2と同じため 削除 前頁No.78の続き

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
78	原子力	第4章第1節 複合災害時における災害対策本部の組織・運営	58	<p>●教育委員会⁴ 部長 教育次長⁴ 副部長 教育委員会主幹⁴</p> <p>学校保育班長⁴ 学校施設の危険情報及び被害調査に関すること⁴ 学校教育課長⁴ 学校施設の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること⁴ 副班長⁴ 児童福祉施設の災害対策、応急措置、災害援助に関すること⁴ 子育て支援課長⁴ 児童、生徒等の避難に関すること⁴ 児童、生徒等の被害調査に関すること⁴ 罹災児童、生徒等の応急教育及び学用品給与に関すること⁴ 担当課⁴ 災害時の学校給食に関すること⁴ 学校教育課⁴ 教育関係義援金の受け及び配分に関すること⁴ 子育て支援課⁴ 屋内退避所の開設に関すること⁴</p> <p>社会教育班長⁴ 社会教育施設、文化財の危険情報及び被害調査に関すること⁴ 社会教育課長⁴ 社会教育施設、文化財の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること⁴ 災害復旧活動に協力する青年団体等との連絡調整に関すること⁴ 担当課⁴ 社会体育施設の危険情報及び被害調査に関すること⁴ 社会教育課⁴ 社会体育施設の災害対策、応急措置及び災害復旧に関すること⁴ 災害復旧活動に協力するスポーツ団体等の連絡調整に関すること⁴</p> <p>●水道局⁴ 部長 水道局長⁴</p> <p>水道班長⁴ 水道施設の災害対策及び部内の連絡調整に関すること⁴ 経営企画課長⁴ 水道施設の危険情報、被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること⁴ 副班長⁴ 飲料水の品質確保に関すること⁴ 施設課長⁴ 飲料水の確保及び供給に関すること⁴ 応急協定締結先への依頼に関すること⁴ 担当課⁴ 経営企画課⁴ 施設課⁴</p> <p>●消防対策部⁴ 部長 燕・弥彦総合事務組合消防本部消防長⁴</p> <p>消防班長⁴ 災害時の消火活動、水防活動及び救急救助活動に関すること⁴ 燕消防署長⁴ 傷病者の緊急輸送に関すること⁴ 吉田消防署長⁴ 災害時の危険物施設の保安に関すること⁴ 分水消防署長⁴ 行方不明者の捜索に関すること⁴ 住民への避難勧告の伝達、誘導に関すること⁴ 担当 災害状況の把握、情報収集に関すること⁴ 各消防署⁴ 消防関係施設の災害対策、被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること⁴ 消防司本部⁴ 消防団の動員及び連絡調整に関すること⁴ 消防団の御見舞活動に関すること⁴ 緊急消防援助隊の派遣に関すること⁴</p>	(削除)	別表2と同じため 削除 前頁No.78の続き
79	原子力	第4章第2節 複合災害時における応急対策	60	<p>4 屋内退避・避難等</p> <p>(1) 屋内退避・避難等 <u>の対応方針</u></p>	<p>4 屋内退避・避難等</p> <p>(1) 屋内退避・避難等 <u>に係る防護活動</u></p>	新潟県地域防災計画との整合による修正

新旧対照表

No	編	章・節	頁	旧	新	修正理由
80	原子力	第5章第4節 各種制限措置の 解除	62	市は、県と連携を図り、 <u>緊急時</u> モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言 <u>及び指示に基づき</u> 、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除するとともに、解除の実施状況を確認する。	市は、県と連携を図り、 <u>環境放射線</u> モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言 <u>等を踏まえ</u> 、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置を解除するとともに、解除の実施状況を確認する。	新潟県地域防災計画との整合による修正
81	原子力	第5章第5節 環境放射線モニタリングの実施 協力と結果の公表	63	市は、 <u>県が</u> 原子力緊急事態解除宣言後、国の <u>総括</u> のもと県、関係機関及び原子力事業者が行う環境放射線モニタリングに協力するとともに、その結果 <u>を速やかに市民等に公表する</u> 。	市は、原子力緊急事態解除宣言後、国の <u>統括</u> のもと県、関係機関及び原子力事業者が行う環境放射線モニタリングに協力するとともに、その結果 <u>の公表についても協力する</u> 。	新潟県地域防災計画との整合による修正